

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (14.3定)			
日 時	平成 1 4 年 9 月 2 0 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	北野委員長、大竹副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・松本(聖) ・新谷・見楚谷・佐々木(勝)・斉藤(陽)・秋山 各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育各部 長、企画部参事、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大畠委員が松本聖委員に、中島委員が新谷委員に、渡部委員が佐々木勝利委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質疑の順番は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

○ 大竹委員

教育に係る諸問題について

それでは、私の方から、まず、教育委員会に一つお尋ねいたしたいと思います。

これは、私の一般質問とかかわるもので、この場でということはどうなのかということとはちょっとありますけれども、何点がございますので、伺いたいと思います。

まず最初に、教育委員会の職務権限がございますけれども、この中で、道教委と市教委の関係、この中においての職務権限ということもございますでしょうし、市教委と各学校現場という形の中の職務権限もあろうかと思えます。そういう中で、私としましては、小樽市教育委員会が、23条の5項でございますけれども、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することということを考えますと、この分について、やはり、職務権限として重大な責任を持っているものだと思っております。ですから、この間、答弁されましたように、単に助言するということではなくて、もう少しきちとした法律に基づく中で、それから選択肢として異論が出されて、それを助言するということではないかと思うのですけれども、その辺についていかがですか。

○ 学校教育部長

今、委員さんからおっしゃったとおりでございますが、教育委員会といたしましては、学校に、それぞれ、まず、法に基づきまして計画を立てていただきまして、それぞれの学校のユニークな計画を基に、私どもはそれに対して指導、助言をしているところでございます。それは、文部省と道教委、道教委と各市町村教委のかかわりもそういうふうを考えてございます。

○ 大竹委員

でしたら、伺いますけれども、今の小樽市内における学校現場のことを考えてみたいと思います。

その学校自体が、計画をきちっと立てて、このようなことにすると、それについての教育委員会との関係の中でどうことが交わされているのですか。

○ (学教) 指導室長

毎年、各学校から、その年度の計画、教育課程につきまして報告をいただいております。その内容につきまして、学習指導要領にのっとって精査をして、その精査内容を各校長に示しております。

○ 大竹委員

そういうことで、精査内容を示していると。それについて、今度は学校の方からそれに従ってこういうことをしていますと、それに対するチェック体制というのは、当然教育委員会にあるわけですね。

それで、今まで、指導主事が各学校を訪れるということが余りなかったというようにも聞いておりましたけれども、これから先の問題の中で、学校、児童に向けてどのような取組をされていこうとしているのか、また、しなけ

ればならないと考えておられるのか、その辺をお答え願います。

○(学教)指導室長

さまざまなご指摘をいただいております中で、指導主事が学校訪問、特に、授業を伴って、研究授業を含めて、それを伴った学校訪問を行っていくようにという指摘をいただいておりますが、昨年、一昨年におきまして、それぞれの学校で開いております公開研究会も含めまして、指導主事が個々の学校へ授業を見に行くという機会が増えています。今後も、そのような機会が増えてきておりますので、指導主事が積極的に各学校の授業の計画を伴った訪問をやってまいりたい、このように考えております。

○大竹委員

そこで、現在の指導主事の体制ですけれども、これだけの校数があります。なかなか目が行き届かない部分もあるかと思しますので、その辺の増員などを考えて、多くの、やはり、目が届くという形にしようという考えはございませんか。

○(学教)指導室長

現在、指導主事は、私も含めまして5名の体制で回っておりますが、4月、5月の段階で、各学校の経営訪問に行かせていただいております。その後、授業もございまして、この2学期に公開研究会も含めまして、そのあたりを中心に授業の見学、それから、生徒指導の問題もございまして、そのあたりの各学校への訪問ということで、時間のやりくりを行いながら、効果的に各学校を訪問してまいりたい、このように考えております。

○大竹委員

それでは、ちょっと観点を別なものに変えますけれども、この間の答弁の中にある市費による非常勤講師の派遣などという面でお尋ねしたのですが、答弁によりますと、平成12年度から、学校適応指導教室にふれあい協力員を2名、平成13年度から、スクールカウンセラー1名と、中学校4校に生徒指導補助員4名を配置したということでございます。それと、本年度は、不登校児童・生徒訪問指導員は1名を配置した、そういうようなことでございますけれども、今の小樽市の現状を考えたときに、このような人数で足りるとお考えになっているのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○(学教)指導室長

今、挙げていただきましたそれぞれの構成員につきまして、業務の内容が違っております。スクールカウンセラーはスクールカウンセラーとしての業務がございまして、なかなか、今、道費の1名、それから市費の1名、2名体制でも回り切らない部分がございますので、今後、道費のスクールカウンセラー増員、それを要望してまいりたいと考えております。それから、適応指導教室の方も、さまざまな要因でなかなか学校に行けない児童・生徒が増えております。その要因別に、担当を含めまして、これからの増員と考えておりますが、今の中で何とか、ふれあい協力員2名もございますし、工夫しながら、対応を図ってまいりたい、このように考えております。

○大竹委員

現実の問題は、もう少しあれば、もっときめ細かな指導もできるだろうし、現状の把握もできるだろうということです。

今、申されましたように、道費の1名、それから市費の1名ということで、道にお願いするとなりますと、その辺、全道的なこともございますので、なかなかいかない部分もあるかと思えます。そうしたときには、やはり、今必要なことですから、市費をもってでも、現場がうまくいくようにそういうのを増員していくということに向かわなければならない今現在にあるのではないかと思います、いかがですか。

○(学教)指導室長

道費のスクールカウンセラーの要望が、この10月、11月に、直接、道教委に参りましてお願いをしてこうと考えております。小樽市周辺のスクールカウンセラーの人数は、小樽は道費のスクールカウンセラーが1名でござい

ますが、札幌はもちろんそうでございますけれども、石狩市、恵庭市、千歳のあたりを見てみますと、3名から4名という配置になってございます。ぜひとも、小樽の場合は、何とか1名増ということで、今年度、強力をお願いをしてまいりたい、このように考えております。

○大竹委員

今、私が話しているのは、道費は道費としてあるのだけれども、今現場で必要だから、市費でもってでもその辺の人間を確保していく必要があるのではないかとということで今お尋ねしたのです。あくまでも、道費だけに頼っていると、少ないままで、学校現場でなかなかその辺が行き届かないということです。教育委員会みずからそれを放棄するような形になるかと思います。ちょっときつい言い方ですけども、その辺はきちっと考えていかなければならないということだと思います。その辺はどうですか。

○(学教)指導室長

ご指摘いただきましたように、なかなか個々の学校で児童・生徒の状況が複雑・多様化しております。それに対応する人数としては少ないかと思います。そういう部分では、まず第一に道費の方をお願いしながら、道費で賄い切れない分を、市費の部分でお願いできればなとは考えておりますが、なかなか難しい問題だと思います。

○大竹委員

そのような中での答弁なのですけれども、これは、非常勤講師による代替も必要だと考えているという答弁がございました。その中で、市費の活用が不可欠という場合には、市と積極的に相談してまいりますという答弁を受けているわけですよ。そういうことであれば、今、必要であるにもかかわらず、不可欠であるという判断をしていないというようにとらざるを得ないのですが、本意はどこですか。

○教育長

ただいま、お話しした以外に、ダニーデン市から英語指導助手の派遣をいただいておりますが、いろいろ事情がありまして、それを道費のJETで今お願いをしています。いろいろ議会でご議論をいただく中で、教育条件の充実という意味で、人的な充実、第1位としては道費、第2位としては市費をお願いをするというふうに考えておりますが、ご答弁で申し上げました不可欠な場合というのは、例えばこんな場合を予想しております。

今現在、日本全国で幼稚園、小中高等学校、養護学校で110万人の先生がいるわけですけども、昭和51年度教育公務員特例法によりまして、その人方の給与は、国立学校の教員に準じて決めるというふうになっております。しかし、平成15年に国立学校が法人化されることから、いわゆるその標準となる給与にかかわる法がなくなってしまう。そこで、文部科学省は、現在検討しておりまして、例えば、それは国で決めるのではなくて、地方自治体独自で決めたらどうだろうかと、そういう問題が出てきております。その問題が出てくると、反面、今、行財政改革のところで3兆円と言われる国の教員給与負担を半分持ってもらっているわけですが、それを3分の1にして、県で3分の1、地方自治体で3分の1といったようなそういう議論も行われております。

そういうことが先行していきますと、これは一教育委員会ではどうにもなりませんので、そのときには、新しい決断を市にお願いせざるを得ない。もちろん、基本的なところでは、文部科学省に対して、そういう事態はぜひ避けていただきたい、そういうふうをお願いをしておりますが、平成15年には教育公務員特例法の適用ができなくなるという事態が想定されますので、不可欠の場合というのは、そういうことも第一に頭にありましたのでご答弁申し上げましたので、ご理解いただきたいと思います。

今後とも、市の議会のご議論をいただきながら、教育条件の充実をお願いしてまいりたい、そう考えております。

○大竹委員

そのようなことで、子どもたちにとりましては、ほんの一瞬しかチャンスはないわけですよ。ですから、本当に小樽の子どもを考え、小樽市教育委員会として小樽の子どもを未来を考えるとすれば、タイムリーにその辺の投資もしなければならぬ、そういう意味で私は質問をいたしました。今、地方の時代と言われる中で、必要なこと

は、未来に向けての子どもたちの教育、教育が一番問題だと思うのですよ。そこに向けて積極的に取り組むという姿勢がなくて、いつかなるのだろう、国の方でやってくれるだろう、そういうようなことでは、小樽市独自の教育はされていかないと思うのです。今、地方に求められているのは、あくまでも特色あるその地方自治体の在り方を求められています。

ですから、その辺、もう少し積極的に取り組んでもいいのではないかなと思っておるのですけれども、その辺、最後に一つ。

○教育長

さきほど室長の答弁の中に、千歳、恵庭では3人の相談体制ができているということがありましたが、小樽市が1名で推移したということには、教育団体の関与がいろいろ考えられます。それで、そういうことが、今現在、改善に向かいつつありますので、せめて他都市並みの3名ほどの道費負担をお願いする、それも指導の在り方ではないかと。

それから、ご提言にありました、土曜日によるボランティアや教育関係の職員の方々による地域で子どもを育てるという事業については、新たな予算というか、新たなお願いをしななければいけない場面も出てまいりますので、その都度、検討して、市、市長部局と相談、お願いをしてまいりたい、そう思っております。以上です。

○大竹委員

今の答弁の中で、私が質問しているのとちょっと食い違っているのが一つあります。

土曜教室に関連しましては、教員に関係ない管理運営主体でということで私は申し上げておりましたので、その辺は、今の答弁ではその人方をもってという意味にとられますけれども、その辺はどうですか。

○教育長

教育委員会としては、今お話申し上げたのは、もちろん正規の教職員でという考え方はございません。ボランティアとか教職に経験のある方で関与いただきたいということで、そういうふうな範囲も教育委員会の仕事の中に入ると、そういうふうに考えての答弁ですので、ご理解いただきたいと思います。

○大竹委員

国際観光交流特区について

それでは、質問の方向を変えてまいります。

港湾部にお尋ねいたします。

このたび、新しく、国際観光交流特区という形の中での名乗りを上げたわけですが、これは、小樽港の第3ふ頭ということを目しておるわけですが、その辺、先に向けて、特区という形で設けたとするならば、ふ頭の利用の仕方ということが当然変わってくると思います。現状あるものは上屋ということでありまして、そこで扱われるものも変わってくると思いますけれども、それに向けて、観光交流特区ということにするならば、どういうことを考えられていくのかということをお示し願いたいと思います。

○港湾部長

8月末に、国に第3ふ頭地区ということで、この間おっしゃられたように国際観光交流特区ということで提案いたしましたわけでございます。

第3ふ頭は、ご存じのとおり、位置づけといいいますか、あそこの位置は、小樽の観光拠点のメインでございます運河に近いということで、第3ふ頭基部も含めて、非常に毎日、人流といいいますか、基部のところは観光駐車場と、これはバスもございまして、乗用車の駐車場もございまして。そういった絡みで、非常に人流は太いものがある。それと、ロシア人も、こういう近辺でいろいろ散策等や買い物をしているというような土地柄でございます。第3ふ頭自体は、現在も4棟の上屋がございまして、その中に大豆とか米だとか、あるいは飼料製造工場の原料となる、飼料の雑穀等々ですが、現役で活躍している倉庫等もございまして。そういう位置づけでございますので、私どもと

しては、物流機能も現在立派に活動してございます。しかし、その人流の部分も非常に多いということで、物流と人流が混在すれば、いろいろな安全面だとか衛生面だとか、そういったこともございますので、今後、ある程度クリアランスといいますか、再配置という長い目で見て、そういった視点も大事でしょうが、現状のあいっただ中で物流機能を存置しつつ、何とか人流との共存といいますか、そういう視点でもって、規制緩和した中で、さらにあの近辺の活性化につなげていきたい、こういう視点で提案したところでございます。

○大竹委員

以前、9次5計の中で、10次5計ですか、あそこの第3ふ頭の構想もいろいろありましたね。ところが、それが、国としても方針はありながらという部分がありましたけれども、そういう形でなかなかならなかったことを、今回のこの特区という形の中で何とかできないかということだったと思います。

そこで、今、部長からお話しになりましたが、現状を存置しということでございました。確かに、小樽は、観光はふ頭だけでというわけにいかないというのはわかりますけれども、その件に関連しまして、このたびの「飛鳥」の寄港について伺いたいと思います。「飛鳥」が寄港されましたときは、どのふ頭にいて、そのとき、港湾荷役も含めてどのような形で物事がされていたのか、その辺をお知らせ願います。

○(港湾) 港湾振興室長

ただいまの「飛鳥」の件でございます。7月30日に小樽港に寄港されたときのことだと思いますけれども、このときは3ふ頭の14バース、ここで接岸をされました。そのときの状況でございますが、たまたまこの日は平日でございますので、荷役作業が行われていた、こういう事態もございました。そういった状況の中で、土曜日、日曜日でございましたら本来は16番バースがよろしかったのでしようけれども、この日はたまたま平日だったと、こんな状況でございます。

○大竹委員

そういう中で、荷役作業が行われていたということは、前からの予定の中でそれはあったとは思いますが。ただ、ここで、国際観光交流特区というような形の中で、そういうことをいろいろ考えていったときに、これは「飛鳥」の船長からの話でございますけれども、客船という形であそこに接岸した。ところが、そのときに、風の向きもあるかもしれませんが、荷役でもって行っていた飼料のにおいなんですか、非常においと、それからほこりの的なものが「飛鳥」にかかることによって、これから小樽港には絶対に寄らんとぞという話までしていることはご存じですね。本来であれば、ホスピタリティという形の中で、そういうことも配慮しながら小樽の港ということをアピールしていかなければならないはずなのに、その辺に対する配慮というものが欠けていたのではないですか。

その辺について感想をお願いいたします。

○港湾部長

7月30日、確かにそういった残念な事態が起こったわけでございます。私どもは、ホスピタリティといいますか、過去に、「飛鳥」は、例年、潮まつりを目指して、お客様が非常に楽しみにしているということで、例えば、おとし、12年はちょうど潮まつりの時期に入港いたしまして、潮まつりの本部ステージの後ろにイルミネーションをつけて会場自体を盛り上げていただきまして、私どもはO P S 梯団に乗組員と乗船客と一緒に潮まつりを踊ったということもございます。そんなことで、今までの入港の調整は土曜、日曜に、それから祝日ですと14番バース、ここはちょうど荷役作業をしてございませぬ。ただ、平日につきましては、私ども港湾部の方は、16番バース、14番の手宮側ということでお願いいたしまして、大体過去はそういう形で済んできたわけです。たまたま7月30日、平日でございましたけれども、14番バースに着けたということでございます。

それで、あそこでの荷役作業でございますけれども、市内にある2か所の飼料工場に、随時、タイムリーに運ぶということで、飼料工場側も原料を大量にストックしておくようなシステムになってございませぬ。ですから、注文があれば、その都度、倉庫から運び出して工場に届けるということが毎日されているわけですが、そうい

った作業と、ちょうど乗船客がおりてこれるときにぶつかったと、こういう状況でございました。

確かに、船長さんのお言葉もそういうことで、私どもは間接的に伺っておるわけでございますけれども、現に、9月4日に新潟に寄港して小樽港に多くのお客様をおろされるということで「飛鳥」も寄港してございますし、9月11日も終日寄港されてございます。やはり、小樽港は、豪華客船にとりましては、北海道では観光地に近いというポテンシャルもございまして、非常に人気の高い港でございますので、今後とも、そういうことで船社側にはぜひ小樽に寄港していただきたいということは、引き続いてお願い申し上げていきたいなと、こんなふうに思っております。

○大竹委員

やはり、配慮に欠けていきますと、また来ていただきたいと思いながら、いろいろなことをしているのが一瞬のうちにだめになってしまう、そういうこともあろうかと思えます。特に、人との関係の中では、そういうことを大事にして、港というものだけではなくて、小樽の観光自体を考えたときにそういうことが必要かと思えますので、荷役の問題だとか風の向きだとか、そういうことも含めて、やはり、配慮をするということに努めていただきたいなというように思います。また、船社の方に対しましても、どのような対応をとったかわかりませんが、当然ポートセールスという中では今後という問題も含めてお話しになったと思えますので、その辺はこれからも気をつけていていただきたい、そう思います。

小樽港に係る諸問題について

次に、石狩湾新港と小樽港についてお尋ねいたします。

管理組合方式による港湾管理というのは、苫小牧港と石狩湾新港の二つでございます。そのうち、前にもお話ししましたが、苫小牧港は苫小牧市と道ということですね。北海道と。ところが、石狩湾新港は北海道、石狩市、それから小樽市という形の中での管理組合を結成しております。この中で、小樽港だけは、自前の港を持ちながら石狩湾新港管理組合に入っておりまして、管理責任があるわけですね。小樽市だけは二つの港の管理責任ということが問われるわけです。

そこで、いろいろな問題があります。それから、マイナス14メートルバースの問題もいろいろあるでしょうし、新しい港に向けてのいろいろな方向もあると思えますけれども、このように二つの港を管理するということに向けては、エゴではないにしても、小樽港の施策に対する国への働きかけなどにおいて、その力が半減するのではないかなというような思いもしております。

そこで、財政難の折ということもございます。そんなことで、小樽港を含めた小樽市の経済発展にどれだけ寄与していくのかという部分も含めて、出資の問題も当然含まれますが、そういうことを再検討して議論をしていく必要があるのではないかと、小樽港と石狩湾新港ということについて、もっともっと現在に即した、財政難も含めた議論をしていく必要があろうかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○港湾部長

確かに、一部事務組合方式、これは、北海道では、委員がただいまおっしゃいましたように石狩湾新港、それから苫小牧港と2か所あります。全国的には名古屋、四日市、それから境港ですが、これは鳥取と島根両県で管理している、それから那覇がございしますが、そういうふうに一部事務組合方式でやっているところは全国で6か所ございます。

ただ、本州の場合は、市と県と、県が港湾管理者ということで、ある程度もろもろの調整といたしますか、働きやすい仕組みになっているのかなというふうには思いますけれども、特に、この北海道の小樽においては、石狩湾新港の管理組合の母体がある、それから、本港といたしますが、小樽港は全部小樽市が港湾管理者で経費からすべてということで、非常に小樽港の在り方というのは難しいところでございます。

そういった中で、やはりこれからの小樽港をどうしていくかという視点に立つ際に、新港とのかかわり、これは、

昨今、経済界でもいろいろと議論されています。名称うんぬんというお話も私も聞いてございますけれども、いろいろな絡み、特に地方財政のひっ迫というか、非常にそういった部分が、過去にも増して非常に苦しいという局面がございますので、いろいろな角度からやはり議論は深めていかなければならぬと、こういうふうに思っております。現実には、例えば、小樽港湾振興会という業界の組織がございますし、そういう中でも、こういった小樽港と新港の在り方、それから、商工会議所、議会の方でもそういうような議論を始めたわけでございますけれども、私どももそれらにリンクした中でいろいろな角度から今後議論を深めていかなければならぬと、そんなふうに思っております。

○大竹委員

そういう中で、今、会議所だとか新港組合とかということはありませんけれども、議会における問題としまして、以前は新港特別委員会というのがございました。それはなくなりまして、経済の中で報告するだけで済んでいるというようなことでございますけれども、これから先に向けては、やはり今、これから小樽港ということを実際に考えていかなければならないとすると、その辺を主張していかなければならないと思うのですよ。だから、そのためにも、きちっとした立ち上げる場というか、検討する場と、そういうものを再度やらなければならないのかなというような思いもしていますので、その辺のご感想はいかがですか。

どういう形でやっていくかということ、決定ではないにしても、形態としてこういうことであればということがありましたら、ご答弁願いたいと思います。

○港湾部長

やはり、小樽にとって港というのは小樽市の形成・発展過程の中においても非常に重要な位置を占めてございます。そんなことで、小樽港は商業流通港湾ということを目指してまいりました。

ただ、やはり21世紀に入りまして、いろいろな分野で社会構造といいますか、そういった部分の変革を求められている中で、港湾についてもしかりだと思います。それで、北海道開発局が21世紀の北海道港湾ビジョンというものを作成しまして、その具体化の中で、やはり、人口あるいは産業が非常に集積しているこの道央地区圏におきまして、港というのは日本海側は小樽港、石狩湾新港、それから太平洋側といいますと苫小牧港それから室蘭港と、これらが相まって、北海道の道民生活の各場なり、あるいは産業基盤の整備といいますか、そういった分野に港湾の果たす役割は非常に大きいというわけで、この4港を道央における重要拠点港として位置づけしまして、いろいろな議論を深めていく、そういった一つの間ではございます。

ただ、道央4港ばかりでなくて、やはり日本海側の港が、太平洋側に偏重しているいろいろな経済あるいは物流の太い流れの中で、日本海側としてどうしていくか、そういった視点も大事でございますので、いろいろな場面で、小樽港をどうしていくかというのは外に向けて主張していかなければならぬ、そんなふうに切実に思っております。

○大竹委員

石狩湾の中に石狩湾新港と小樽港があるわけでございますから、今の自由経済の中では、その辺ではやはり偏ることもあろうかと思えます。そういう中で、今一番必要なのは、小樽港というものが同じ湾にある石狩湾新港よりも、より特質を、石狩湾新港にない特質を持ちながら、ニーズで持って、これから先はニーズでそこに行くという考え方を持ちながら施策をやっていかなければならないと思うのです。だから、そういうものを含めて、これからの港湾ビジョンをきちっと出していくためにも、議論を深め、かつ小樽港の特性を強調した、そういう施策を練っていかなければならぬと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○港湾部長

小樽港の現状の中で、他港にない特性という視点に立てば、やはり、環日本海といいますか、これは、地球規模で言えば内海的な小さい範囲でございますけれども、やはり環日本海諸国との友好交流関係を結んでいくために、

対岸諸国との貿易、こういう視点に一つ小樽港は立つべきだと思います。

それと、一部、苫小牧に移行しましたがけれども、やはり、この日本海側といいますか、こういったルートの中で、関西と結ぶ、あるいは信越と結ぶフェリー機能、これも大事にしていかなければならぬという一つの視点もごさいます。

それとやはり、これからの時代、港の機能というのはやはり、ウォーターフロントといいますか、親水性、そういった視点もまた一方では大事な機能でございますので、そういったようなことを、他港と特化した中でより強めていくというか、そういう立場に立って今後の小樽港の在り方というのは考えていくべきものだろうと、こう思っております。

○大竹委員

それでは、今、フェリーの方に考えを移していきたいと思います。

あと、小樽—新潟便、小樽—敦賀便が減少あるいは廃止となったということでございますね。そうなりますと、今まで使っていたバース、これが空いてくるということがあります、時間的な問題も含めて。そうしたときに、小樽港の機能として使える機能を持っているわけです。バース機能を持っているわけです。そういうことに対して、それを活用するポートセールスということが非常に大事なことだと思うのですが、そういうことに対して他社に向けたポートセールスということについて取り組んでおられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○港湾部長

フェリーの空きバースといいますか、これは完全に空いたわけではございませんで、日中の中の一定時間が空くということです。ただ、その部分に関しての有効活用を目指しての具体的な企業に向けてのポートセールスは、現状のところは、まだ9月16日ですか、17日、敦賀便が移動したばかりでございますので、現状の中ではまだ行ってはおりません。

○大竹委員

そういう機能を持ちながらの問題ですから、小樽港が衰退するのを黙って見ているわけにはいかないのです。それだけ設備投資もしております。ですから、それを利用してもらって、活性化に向けての大きいポートセールスはやらなければならないと思いますけれども、これからの取組についてはどう考えますか。

○港湾部長

現状使われていた部分は、一定時間は空くわけですから、その機能に即したような船が来て、それが有効活用していただくという部分では、小樽港、新港にとっては大事なことです。

ただ、規制緩和の中でいろいろな面で自由参入といいますか、需給調整の撤廃といいますか、そういった現況下にあります。ただ、さきほど太平洋側、日本海側と申し上げましたが、一つには弓なりになっている中で、この日本海航路は関西と信越、それから日本海を結ぶといいますか、この部分では物流は非常にメリットがあるわけでございます。

しかし、ただ、敦賀から津軽海峡を抜けて苫小牧に行くというか、これが五、六十キロ短いということで、日本海の場合は積丹半島をずっと迂回する関係で、二、三時間は遠くなるというか、そういった中で、物流効率化の中で、コストの面と、それからリードタイムといいますか、時間という要素が非常に大事な中で、こういった船型なり荷物が、小樽港を利用したことによるメリットがあるかという会社側の判断等々、いろいろな総合的判断があるかと思います。いずれにしても、やはり、小樽港の有効活用という意味からすれば、それらのデメリットを消し去るメリットを訴えた中で、やはり、ポートセールスはしていかなければならぬと、そんなふうには思っております。

○大竹委員

今、話されたことは既存のルートに対しての話ですね。例えば、秋田港につきましては、対岸のポシェット港との航路の開設に向けて実際に取り組んでおりますね。そういうようなことにも向かっていくことが必要ではないかということを私は言ったつもりなのです。今までの条件は、当然2時間くらいの差があることは私も知っています。そういうようなことではなくて、別な新しい問題に対応していかなければならない、ポートセールスしていかなければならない、そういう大きな使命がそこにあるのではないのですかということなのです。その辺はもっともっと頑張ってください、港湾部だけでなく、いろいろな面で、経済の面を含めてやっていかなければならないかと思いますので、そういうことで取り組んでいただきたいと思います。

次に、先日、中国航路が開設されました。これは大変うれしいことでございますし、それに向けて、今、船にしているクレーンで荷揚げをすることによって何とかなっています。でもこれから先は、ガントリークレーンあるいはリフトの導入ということを考えていかなければならないと思います。

でも、ガントリークレーンにしてもリフトにしましても、あのものだけでは絶対ペイしないということは港の港湾荷役の常識だと思います。ペイするかしらないかではないと思います、利便性の問題ですから。そういう中で、いかにしてそれを生かしていくかということを考えたときに、小樽港は、外貿だけではなくて内貿のコンテナも扱うということだって必要になってくようかと思うのです。そうしたときに、内貿コンテナに向けてもそれに取り組むことによってその設備機器が生きてくる、もっと活用されたらもっともっと生きてくる、経済にも波及効果が上がってくるということになるかと思いますが、内貿コンテナに向けてのポートセールスについてはどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○港湾部長

確かに、内貿コンテナ航路ということで、近海郵船が、昭和59年まで清崎丸といいますか、運行してございました。それと、たしか平成3年ぐらいまで、日通による雷鳥丸と石狩丸、こういった内貿コンテナ航路が小樽港に入ってございました。残念ながら、日通は石狩湾新港の方に移行しまして、移行後、たしか1隻になって、残りの1隻も、事故で秋田沖で船体が破損したということで、現在は、たしか石狩湾には内貿は入っていないと思います。そんな経緯の中で、かつては小樽港にも東京と結ぶ内貿コンテナ航路があったということでございます。

施設の有効活用という意味では、内貿コンテナ航路の誘致というのは非常に大事な要素になると思いますけれども、やはり、外貿コンテナ航路もそうですが、やはりそこに安定的な荷物といいますか、内貿に即した荷物はどのようなものがあるか、それから、そういった集荷体制はどういうふうにできるかといったような視点は、誘致に当たってやはり検討しなければならない項目でございますので、そういったことも含めまして研究してまいりたいなと、こんなふうに思っております。

○大竹委員

私の方の最後になりますけれども、小樽港が生き生きとして活気のある港であるということのためには、今言われたような内貿のコンテナ船あるいはフェリーの新しく使えるようなそういうものの誘致、あるいは、時には、ローロー船ということも考えられると思うのです。そういうようなことに向けて、大いにポートセールスをしていただければと思います。

今、国内航路についての貨物がどうであるかというようなことは、今までにもう既にしてこななければならなかった港湾部の仕事だと思うのです。あるいは、小樽市経済部の仕事だと思うのです。そういうことに向けて、待ちではなくて、やはり、攻めという形でもっていかなければ、今、地方自治体、地方行政の中で、地方の特色あるということになりますどうしても攻めていかなければならないと思います。ですから、それに向けて、攻めの体制で小樽港に向けて頑張っていっていただければと思いますので、最後に、その辺の方向を見据えての決意的なものがございましたら、お聞きして終わりたいと思います。

○港湾部長

さきほども申し上げましたけれども、やはり、新港といいますか、特に小樽の活性化に向けては、小樽港というのは非常に大事だという思いを強くしてございます。また、対岸諸国は、小樽にダイレクトに人流といいますか、人の部分でも、玄関は港でございまして、とにかくいろいろな困難な状況にはありますけれども、小樽の振興に向けてさらにいろいろなことから頑張っていきたい、こう思っております。

○大竹委員

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

消防職員数の削減について

よろしくお願いいたします。

まずは、消防の方に何点かお尋ねさせていただきます。

せんだっての本会議で、小樽市の場合は職員数が非常に多いのだと。その理由が、消防の職員も多いし、保健所も自前で抱えておるしという理由でございましたけれども、現状、消防職員というのは何名なのでしょう。

○（消防）総務課長

今現在、消防職員数は 272名でございます。

○松本（聖）委員

多い多いと言いましても、市民の安全を守るための消防職員でございますから、むやみやたらと減らすわけにはいかないと思うのですが、そのほかに小樽市内には消防団と言われる方々がおられると思うのです。僕は消防団のことは余り詳しくはわからないのですが、この方々というのは小樽市は何名いらっしゃるのですか。

○（消防）総務課長

今一番新しい手元にある資料で 535名在籍しております。

○松本（聖）委員

いざ火事が起きた場合、災害が起きた場合、消防団の方々と小樽市の消防職員の方々の役割の分担といいますか、仕事の割り振りといいますか、こういったことをされているのかということですが、僕は詳しくわからないので、まず仕事の分担を教えてくださいませんか。

○（消防）総務課長

大きく分けてもいろいろあるのですが、細かくご説明申し上げます。

小樽市の消防団では、主に、夜間の見回り、それから、各地域におります老人でひとり住まいの方のご家庭を訪問して、いわゆる防火の声かけ運動、それから予防活動を主にしておりますけれども、それ以外に、消火活動といったしましては、火災現場ではいわゆる火災の警戒区域の設定、それから、数年前から、積極的に私どもの消防署の消防ポンプ自動車のホースを延長し、出火点から隣の家の延焼防止のそういった消火活動をしている、そういうようなことが小樽市の消防団の主な任務でございます。

○松本（聖）委員

いわゆる消防署員というのですか、消防職員の補助的なというか、活動に聞こえるのです。友人にも消防団に入っておられる方が何名おりまして、その方々と話をしますと、それぞれ仕事をされていますから時間の制約はあるのでしょうけれども、もっと積極的に市民の安全のために働きたいのだと、火災現場においてももっと積極的な消火活動等にも参加したいのだと、特に30代、40代の若い世代の消防団員の方からの話をよく伺います。

そこで、今そういった仕事にも少しずつ従事しているということで伺いましたけれども、今後、積極的に消防団

の方々を活用して、消火活動の一助となっていて、消防職員の削減という言い方をすると誤解を招くかもしれませんが、そういった方向に持っていこうということではないのでしょうか。

○（消防）総務課長

さきほど私が申し上げたのですが、消防団は大変大きな力を有しておりまして、私ども消防署だけでは対応できない大きな災害、そういったものについては、当然、消防団のお力をお借りしなければならないと考えております。

ただ、代表質問でもお話ししましたが、いわゆる消防団のポンプ自動車の管理運用ということにつきましては、当然、他都市で行っているものですから、小樽市でもそれができるかどうかということで、今現在、いろいろなたたきの中で検討しておりますが、ただ、いろいろな問題点がございます。例えば、歴史的な経過から申し上げますと、消防団員というのは、今までいわゆる消火活動に従事する機会が少なかった、そういうようなこともあります。それから、装備もまだまだ行き渡っていない。それから、いわゆる消防団員の参集方法、連絡方法、それから、消防団が実際にポンプ車を運用することになりましたら、119番で通報されてきましたら即対応できるのか、させていいのかと。そういったさまざまな問題がございますので、今、委員のいろいろなお話の中のご指摘も含めまして、私どもはそのほかにまださまざまな問題を抱えておりますので、それらと一緒に議論しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○松本（聖）委員

今お話にありましたとおり、私も他都市の例をちょっと聞いてみましたが、やはり、消防団の方が、ポンプ車というのですか、それを責任を持って預かって運用されているという例もあるとお伺いしました。隣に消防団の方がおられますけれども、実は、とても不安なところがあるのですね、それぞれ皆さんはお仕事もされていますし、食事すれば、寝ることもあれば、たばこを吸うこともあれば、酒を飲むこともある。確かに、消防団の方々と酒場でお会いしたこともありますから。そうなりますと、責任の所在といえますか、いざというときにきちんとした出動態勢というのが確保できるのかどうか。そういったところは、一生懸命働いておられる消防団の方々には申しわけないのですが、市民としては非常に不安なところがあるのですが、その対応というところはいかなものなのでしょうか。

○（消防）総務課長

確かに、さきほど私が申し上げたとおり、消防団員の方はなかなか実践の経験が少ないということから、いろいろな方から、実際にもし消防団がそういう活動をして大丈夫かというようなお話は多々あります。

しかし、さきほども言ったように、他都市で実際にやっております。ただ、それが、実際によく調べますと、他都市の例ですと、例えば、合併前から農村部で、実際に団員さんが消防ポンプ自動車を運転し、119番を受けたら第1次的に出動していると。そういうような都市で、そういう形でやってきておればいいですけれども、私どもの方としては、まだそういうような他都市の実態なり、それが果たして小樽市で応用できるのかどうか今ちょっと検討しております。すべてができるのか、あるいは一部分ができるのか、そういった点も含めて、消防団の人たちは、訓練をすれば、私どもと同じようにとはいきませんが、火災現場におきましてもある程度は、さきほど申しましたように、いわゆる建物の中に侵入して実際に消火活動を行うことはできないにしても、ある程度のものについては、実際にやっておりますけれども、訓練次第では今まで以上のそういった活動もできるのではないかと。一部分には若干の期待はしておりますが、ただ、そのほかにいろいろな問題ございまして、今具体的に検討しておりますので、そのあたりはちょっとご理解願いたいと思います。

○松本（聖）委員

現場でさまざまな検討をされておられることは予想できるのですが、もう少し具体的な話を聞かせていただきたいなと思います。さきほど職員数をお尋ねしましたが、ポンプ車というのは、消防団に預けるとするとポンプ車で、はしご車というわけにはいかないでしょうから、ポンプ車ということになるのでしょうかけれども、これは、

今、小樽市内に何台配置されているのでしょうか。

○ 消防署長

化学車を含めまして、消防ポンプの性能を有している車は20台ございます。

○ 松本（聖）委員

もし仮に、将来的に消防団の方々にこの運用の一部をお願いするとしますと、これは何台くらいを想定されておられますか。

○（消防）総務課長

いろいろな基準もあるのでありますが、ただ、消防団にもしそういうような形で管理をお任せできるとなると、せいぜい1台か2台か、私どもはそういうふうに考えております。

○ 松本（聖）委員

20台のうちの1台か2台と。そもそもの話の始まりは職員数を減らせないかということがあるものですから、それを前提にお尋ねしていたのですが、この1台、2台を管理運営するに当たる職員の数、これを預けたからそっくりそのまま割り当ての人数を減らせるとは思いません。これによって、どのくらいの人数で消防車を管理運営されているかちょっとわからないのですが、それも含めて、もし仮にそれを消防団に委託というのでしょうか、管理運営を委託するとなると、職員としてはどれくらいの削減が可能なのでしょうか。

○（消防）総務課長

一概に何名とは言えないのですが、ただ、単純に1台減らして、例えば、ある出張所に1台ポンプ自動車がありまして、仮にそれを丸々移管したとなると、私ども2部制の交代制なものですから総勢14名の削減という形になります。ただ、さきほど言いましたように、消防団が仮にもしそういう形になったにしても、第1次的ないわゆる火災に対する運用というのは、今のところ、部内でも今いろいろ議論あるのですが、それについては恐らくできないであろう、そういうようなことがあります。ただ、一応の目安としては、もし今の状況でいきますと14名ということになります。

○ 松本（聖）委員

それによって、仮に、仮にですよ。仮の話ですからね。14名の人員の削減が可能であったと仮定した場合に、それによって市民の安全が脅かされるということはないですね。

○（消防）総務課長

安全といいますか、私どもは、消防団に限らず、いろいろな形の中で、当然いろいろ考えていかなければなりませんし、それから、消火活動では、やはり人のほかに、あるいは装備、それから水利、そういったいろいろなものをかみ合わせた形の中の消防力をこれから増強させていきたいという考えもありますので、一概に14名減ったから消防力が低下し、市民に直接のサービス低下を招くということはないと考えております。

○ 松本（聖）委員

そこで、今すぐ移譲します、訓練します、では10名余りましたから、あなた方はやめてくださいという話にはならないわけですよ。そんな簡単にできるのだったら、小樽市の職員で市長があんなに頭を悩ますようなことにはならないと思うのです。

それで、ちょっと参考までにお尋ねしたいのですが、近々、これから5年くらいの間、3年でも5年でも構いません。いわゆる自然減と、定年等でおやめになられる職員の数というのは今わかりですか。

○（消防）総務課長

今ちょっと手元にないのですが、来年4名、それから再来年5名ということで、これははっきりした数字ではございませんが、そういった数字で経過していくのではないかと思います。

○ 松本（聖）委員

消防団の方々に活躍いただくということを前提に職員の削減は可能だというお話でございましたけれども、可能というか、減らしても市民の安全は確保できるのだということでしたから、この自然減を待って、例えば、不補充というような形で職員の削減に取り組むというお気持ちはありますか。

○ (消防) 総務課長

とても難しい問題ですけれども、私どもは、いずれにしましても、職員の削減というのは念頭にはあるのですけれども、ただ、委員の今のいろいろなご指摘の中の話で、確かにポンプ自動車の管理と運用の移管だけをとらえればそういう場面が出てくるのです。ただ、私ども消防のニーズが、大変いろいろと複雑・多様化してまいりまして、例えば救急車の増車、これなんか、本当に直近で私ども克服しなければならない課題でございます。これについても、当然、救急車の増車に対しまして、人を新たに配置するということも考えられます。それで、今、人を減らすとかということではなくて、私どもが部内で議論して一番悩んでおるのは、やはり効率化できるところは効率化させたい。ただし、必要なところには必要な人員を配置させたいというようなことで、そういったふうにトータルの過不足を精査しまして、最終的にそういった事業を決定していきたいと考えております。その辺は、本年度内に私どもの適正配置計画の中である程度お示ししたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○ 松本 (聖) 委員

努力されている気持ちというか、それはよく伝わってまいりますので、よくわかります。これから市立病院が新しくなりまして、例えば、救命救急に真剣に取り組むということであれば、確かに救急車の増車も必要なことでありましょう。そうなりますと、人のやりくりは大変になると思いますので、今後、考慮していただきたいと思います。

ちょっと話戻りますけれども、消防団の方々にポンプ車の管理運営を委託するというのは、その方向はわかりました。では、時期的なものをお尋ねしたいのですが、いつごろを目途にそういった実際の作業に移ろうと考えておられるか、お尋ねいたします。

○ (消防) 総務課長

これも、時期的なものにつきましては、私どもは今計画を策定中でございまして、ただ、一概には、例えば計画が策定されて、そういった方針が出ましても、ある程度長いスパンの中で扱っていききたいと思います。今ここで、例えば来年とか5年後からは、今のところ、まだ申し上げることはできないということです。

○ 松本 (聖) 委員

もしこれで、財政的な問題で、ある程度の削減が図れるということであれば、何せこのような状況でございますし、市長も本会議場で汗かいて答弁していたような財政状況でありますから、早急に、いいことだと思うのです、やること自体は。皆さん、消防団の方々も前向きに考えておられるようですので、いいことですので、早急に取り組んでいただきたいというお願いなのですが、急いでやるぞというその気構えを見せていただきたいと思います。

○ 消防長

今、議員の方から早急にということでございましたけれども、総務課長からご答弁がありましたように、今さまざまな問題を解決しなければいけないわけでございまして、そういった中で消防団の活用の問題、これを今鋭意やっております。それが地域的にどこと申し上げるわけにはまいりませんし、装備の関係、実態がそれぞれ違うものですから、それが即ある地域に車を移管させて運用できるかということになると、なかなか難しいことになると思いますけれども、できるだけ早くそこら辺のところをやっていききたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 松本 (聖) 委員

ありがとうございます。

北海道国際航空について

次に、話題を変えまして、過日、北海道国際航空、エア・ドゥが、実質的に経営破たんいたしまして、今、全日本空輸との業務提携でこの先を乗り切っていこうという模索がされているさなかであります。共同運航という形で維持していこうという考えらしいのです。

ところで、小樽市は、この北海道国際航空に 1,000万円という投資をしているわけでございます。聞くところによると、新聞報道等しか耳に入っていないものですから、よくわからないのですが、民事再生法ですか、この法の下で再建を図っていこうとしているようですが、この 1,000万円の行方は現状でどのようになるのか、ちょっとご説明いただきたいのです。

○ (企画) 川堰主幹

エア・ドゥの状況についてでありますけれども、エア・ドゥにつきましては、さる 6 月25日に東京地裁に民事再生法の申請を行いまして、先般、9 月17日に再生計画案を東京地裁に提出いたしております。

実は、今日の読売新聞にも出ておりますけれども、本日、北海道が、出資自治体62団体に対しまして緊急説明会を開いておりまして、その中で詳しい再生計画案の内容が説明されるものと思っております。現在は、その説明を待って、その状況を皆様にご報告いたしたいと思っておりますけれども、新聞報道などの情報によりますと、資本金が約72億円の全額減資、それから、債権の90%カットなどということが盛り込まれているというふうに私どもも聞いているという状況にあります。

○ 松本 (聖) 委員

ただいまのご説明によりますと、公のといいますが、新聞やテレビの報道の域を出ないというところではあります。私どももその程度はテレビ、新聞等でお伺いしておりました。今のご答弁の中に、全額減資、要するに 1,000万円がゼロになるということでございます。チャラというやつですね。そうなりますと、これは、小樽市の資産というのか、それが 1,000万減るという形になります。現金が今 1,000万円出ていくというわけではないので、直接、腹が痛むということではないのでしょうか、非常に残念な結果だなと思っております。

石狩開発株式会社問題について

これはこれとして、小樽市が有価証券を有している第三セクターだとかいろいろな会社がありまして、その中に、今話題になっている石狩開発株式会社というのがあるのですけれども、ここには 6,800万円の出資をしているわけです。これも、今、道の方と調整中とは思いますが、この現状もあわせて教えていただきたいと思います。

○ (企画) 高橋主幹

石狩開発株式会社の経営状況についてでございますけれども、これまで、厳しい経済環境の中で、平成12年度から14年度までの 3 か年間を経営改善期間として、会社みずから大幅な人員削減などを講じた、それから、金融団による金利の軽減措置などの借入圧縮、道からの支援を受けて、経営安定も含めてですけども、景気低迷の中で、企業の設備投資等の進まない中で動きが停滞しております。そういった中で、用地分譲を促進するに当たりまして、北海道、小樽市、石狩市が企業に対しまして土地購入にあたって助成を行うことになりました。

しかしながら、用地分譲の計画が思うように進まない中で、依然として多額の金利負担が経営を圧迫するという状況、という現状は変わっておりません。非常に厳しい状況がございまして、現在、筆頭株主であります北海道と日本政策投資銀行を中心にして、今後の経営安定に向けた協議が進められております。

これにつきましては、北海道が年内にも抜本策をまとめるということで聞いておりますので、今後、これらの情報収集に努めて参ります。

○ 松本 (聖) 委員

ともかく非常に危機的な状況ですね。それは、小樽市だけがあたふた、あたふたしてもしょうがないし、また、対策を考えると、何せ筆頭株主というわけではないですから、実際にどうできるということではないと思います。それでも、発言権はあるわけですから、言うべきことはきちんと伝えていくべきだと思います。今日説明

会があるとおっしゃいましたね、エア・ドゥは。その結果は、まだわかってないのですね。

○（企画）川堰主幹

今日、午後1時半から北海道において行っております。私どもの方から次長の山崎が出席しておりますが、まだその中身についてはわかっておりません。

○松本（聖）委員

それは、わかり次第、早急に教えていただきたいと思います。今日の夕方には結果が出ていると思いますので、ぜひともお教えいただきたいと思います。

水族館及び交通記念館について

その一覧を見ていて、気になるのがたくさんあるのですね。経営状況が悪化しているところというのは、例えばですよ、小樽交通記念館とか、今、黒字は何か出ているけれども小樽水族館公社とか、いろいろな名前がここに並んでいるのです。

交通記念館が大赤字だということは伺っています。小樽水族館公社が黒字を出しているということも伺っています。どちらも、私から見ると観光施設に見えるのですけれども、所管が違うのですね、これは。当時の事情というのはよくわからないのですけれども、交通記念館が教育委員会の所管、そして、水族館は経済部の所管と。どちらも自然科学とか社会科学とか、そういったものに関連した展示品だと思うので、その違いがよくわからないのです。片や、水族館は観光を目的としている、片や、社会教育を目的としているのかなと、この所管を見ればそうなのです。交通記念館は社会教育施設でもないですし、水族館は、単なる観光施設というよりも、あれは何ていうのでしょうか、博物館的な要素もあるし、そういうことから考えると、どうしてこういうふうに分かれてしまったのですか。

どなたに聞けばいいのでしょうか。総務でいいのですか、総合的なことというのは。

○総務部次長

水族館につきましては、もともと市立の水族館が発祥でございます。それで、市立の水族館のときから経済部の所管となっております、たしか、昭和49年に株式会社としたときも、そういった一連の流れの中で、引き続き経済部が窓口になっていると。観光施設の、もちろん今は自然科学要素というのは大きいのですけれども、前段の経過もあって経済部が窓口として所管になったということがあったと思います。

それから、交通記念館については、これも、もともとあそこの施設は教育委員会の所管として管理していたという経過があります。それで、交通記念館の前段で、北海道の鉄道記念館という形で、道に建設をしていただきたいという形で地元として運動した経過がございますけれども、結果的にはこういう第三セクターの形式になっております。そういったことで、以前から教育委員会の所管から流れがあったということもあって、最終的に株式会社になって、観光施設、あるいは社会教育施設というのはありましたけれども、とりあえず、所管としては教育委員会の中で窓口となっているというふうな形で現在に至っていると認識しております。

○松本（聖）委員

それで、いわゆる市内観光というのですか、観光客の方がたくさんお見えになれる小樽市ですから、市内観光と考えると、歩いて移動できるということ、比較的短距離の移動で済むエリア、観光エリアというのがあると思うのです。私は、北運河の一番端にある交通記念館というのは、いわゆる市内中心の観光の一番北の端に位置する観光施設だと思っているのです。水族館というのは、またエリアが違いまして祝津の方に離れておりますから、ちょっと歩いていく距離ではないなと思う距離です。ですから、これはまた別のエリアだと考える。ただ、観光客の方々にとってみたら、移動には余り時間をかけたくないというのが正直なところだと思うのです。

そこで、水族館なのですが、今、かろうじて黒字を出している。かろうじてと言うのは失礼ですね。きちんと経営努力によって黒字を出しているということなのですが、もう築何年たつのでしょうか、かなりの年数がたってい

と思うのです。ましてや、ああいう海水を使う施設ですから、傷みが早いと思うのですけれども、そろそろ改修、改築の時期に入っているのではないかなと素人目には思うのですが、いかがですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

現在の建物での営業が昭和49年7月ということですので、都合、今年で28年を迎えるということになります。そういう点では約30年近くということですので、建物の耐久度、老朽度ということを考えますと、この先、新館というか、改修といったことも視野に入れて検討をする時期に来ているのかというふうには思いますが、この点につきましては、水族館からは新築等については聞いておりません。

○松本（聖）委員

出資者というか、メンバーの一員としての小樽市としては、重要な観光スポットであるところの水族館に関しては、何せ黒字を出している第三セクターというのは非常に珍しいわけですから、じゅうぶんに面倒を見ていかなければならないという立場に小樽市はあると思うのです。観光客の方、市民の方がたくさんおいでになられている水族館ですね。この経済波及効果というのか、来館者が、水族館だけでなくその近隣で落とすお金というののもかなりの金額に上ると私は思うのです。ですが、立地が立地でございますから、その広がりというのは限られると思うのですね。その点についてはどのようにお考えですか。

市内全体の観光ということで考えると、その立地条件というものを経済部ではどう考えておられるのか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

ご質問の趣旨で、小樽全体の観光という観点から祝津地区の水族館の存在意義ということを考えますと、やはり、朝里川温泉、あるいは毛無山、天狗山といった各エリアごとの特性あるいは魅力といったものが備わっているかと思えます。そういう点では、祝津も、歴史と文化といったものも踏まえて、魅力的な観光スポットというふうに位置づけております。その中でも、祝津の核という意味での施設という点では何と言っても小樽水族館になるのではないかというふうに考えております。

そういった各エリアごとの魅力が総体化されて小樽観光の魅力といったものが構成されているというふうにも考えておりますので、その点では、確かに水族館に来られるお客様が落とされるお金といいたまうでしょうか、経済波及ということでは、特に近隣の飲食店の方に落とされる機会はあるかと思えます。しかし、そういうことばかりではなくて、やはり、交通の面でも、公共交通機関、あるいは、観光遊覧船等の機関もございますので、そういった面、あるいは、祝津だけではなくて、やはり中心部に戻られるなり、中心部から祝津に行かれるということでは、中央部とそういった各地域との行き来の中での経済効果といったものもじゅうぶんにあるというふうにも推測しております。

○松本（聖）委員

それぞれ地域の事情、小樽市全体の事情、いろいろありましょう。それはよくわかります。私も、祝津という土地は非常に好きな場所です。うちの母がこちらの出身なものですから、僕は子どものころからこの水族館にはよく通っておりまして、祝津という土地にある水族館のよさというのはよく承知しているつもりではあります。

ただ、一つ気になるのは、やはりこの交通記念館なのです。今大赤字であえいでおられる交通記念館に、何とか人をと。行きすがらではないですか。水族館に行く通り道なのですね。通り道にあるにもかかわらず、片や、水族館には大勢のお客さんが見えになる、交通記念館には寄ってくれないという状況だと思うのですね。

夢物語だと思って聞いていただいてもよろしいのですが、非常に近くにあるところへ、両方が相乗効果でお客さんはいっぱい来るのかなと、素人ながら思うわけです。こんなことをいうと、祝津の住民の方々、近隣でご商売をされている方々から非常におしかりを受けることはよく承知しております。そうであっても、小樽市が出資しているところの交通記念館、これを助けるためにも、また、水族館は、近々、改築等をしなければならないという事情を考えても、移転ということも含めて一つの選択肢として考えてみるというお気持ちはありませんか。

○（経済）観光振興室長

ただいまご質問で課長がご答弁しておりますけれども、この地区を私ども今後どう考えていくかということがございます。この地区だけでなく、委員もご存じのとおり、小樽の観光客 900万弱でございますけれども、このうち8割くらいがリピーターでございます。こういった中で、12年度の観光客の状態でございますけれども、運河地区に一極集中というか、実際にはマイカルと二極集中なのですけれども、集中していく中でリピーターがそれだけ多い小樽観光は、当然これから飽きられるだろうと。我々はこういう危機感を持っております。

それで、今後の振興策といたしましては、市内を広域化した中での周遊性というものを考えなければならないと思っています。それは、地域的にはさっき言いましたように、朝里、毛無、天狗、そして、まさに祝津も重要なキーポイントになっております。それぞれの地域でイベント、地域振興策で民間の方々が非常に頑張っております。祝津におきましても、観光整備等について話し合うグループができていますと聞いております。

それから、コマーシャルになりますけれども、この22日、23日、後志どんどこフェスタ・イン祝津というイベントが今回初めて開催されます。これも、一つには祝津の振興策、祝津をよく知っていただくというイベントでございます。こういった中で、いわゆる自然環境に恵まれた小樽水族館でございますけれども、場所が変わったといういふましても、40数年の歴史でございます。これは、私もそうなのですが、小樽水族館と言うより祝津の水族館と言った方が、ある意味では全国区だと思います。そういった中で、親しまれてきている水族館ではないかと思っています。

私どもといたしましては、これからも、非常に館長以下スタッフも頑張っております。収益を増やすためには、特別展も積極的に組んで非常に頑張っております。そういった中で、仮に将来建て替えるということがあったとしても、祝津地区で頑張っていたきたいと思ひますし、これはこの地区の核でございます。そういった中で、今後の振興策においても非常に重要な施設だと思っておりますので、そういったことで私どもも考えております。

いずれにいたしましても、委員のご提言につきましては、水族館の方にもそういうお話があったということは伝えたいと思っております。

○松本（聖）委員

それであるならば、私も確かに祝津の水族館と言います。祝津に水族館あると。海が近くて、こんな内陸部に水族館があっても奇怪なものですから、祝津に水族館があるというのは、それは非常にいいことだとは思ひます。ただ、そうであるならば、どうしても祝津に水族館が必要なのだと、私もそう思ひますよ。であるならば、交通アクセスをもっと研究してほしい、何とかこの交通記念館とセットで観光、観覧等ができるような交通手段というものを研究していただきたいなと思ひます。特に、北運河地区というのかな、その辺への観光客の流れというのはまだほとんどありませんから、その研究も続けていただきたい。それと、水族館へ行くお客さんを、何とかこの北運河地区を経由して、その両方を楽しんでいただくような輸送形態を考えていただくというようなことはできますか。

○（経済）観光振興室長

今、委員のご提言にありますとおり、総合交通アクセスなり、いわゆるインフラ的なアクセスというものが非常に大事になってくると、そういった面も含めて、今後、さきほど言いましたような振興策について検討してまいりたいというふうに思っております。それは、当然、北運河も含めてと考えております。

○松本（聖）委員

どうもありがとうございます。

施設ずつを結ぶ交通アクセスは、小樽の場合は余りよくありませんから、ぜひとも前向きに考えていっていただきたいと思ひます。

時間がだいぶオーバーしているようなので、これで終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○ 秋山 委員

投票所について

選挙管理委員会にお尋ねいたします。

投票所についてちょっとお尋ねしたいのですが、元東山中学校、廃校になった東山中学校、ここ1か所だけが投票所に使われていたかと思います。現在、教育委員会が入っておりますが、来年度は選挙が予定されておりますが、投票所としてはそのまま使っていただけるのでしょうか。

○ 選挙管理委員会事務局次長

現在まで、第22投票所の東山中学校につきましては、従来、同校の体育館をその投票所として使用しておりました。廃校に伴いまして、体育館は現在菁園中学校が使用している状況でございます。また、隣接いたします教育委員会の庁舎には、一階部分に大会議室がございまして、選管といたしましては、現在、従来どおりの体育館を使用するのか、あるいは教育委員会庁舎の大会議室を使用するのか、どちらがより投票所として適当な施設であるかということを検討中でございます。いずれの施設にいたしましても、それらの使用につきましては、教育委員会の方からは差し支えないという回答は得ているところでございます。

○ 秋山 委員

ということは、教育委員会との話し合いがつけば、そこは投票所として使用はできるということでとらえてよろしいのでしょうか。

○ 選挙管理委員会事務局次長

そのとおりでございます。

○ 秋山 委員

もう1か所、商工会館、ここも投票所の一つになっておりました。区域はどういう地域だったのでしょうか。

○ 選挙管理委員会事務局次長

商工会館が投票所になっている投票区につきましては、第26投票区ということでございまして、区域は入船1丁目と2丁目の一部、そして有幌町の一部と住吉町の一部で、さらに住ノ江1丁目と2丁目の一部となっております。

○ 秋山 委員

ここの投票所は、どのようにお考えなのでしょうか。

○ 選挙管理委員会事務局次長

この第26投票所につきましては、市の商工会館を使用していたわけでございますけれども、商工会館そのものが取壊しということになってしまいましたので、現在、当該投票区域内の適当な代替施設を探しているところでございます。例えば、候補の一つとして考えられているのは、双葉高校とかでございますけれども、その他、民間の施設を含めて検討いたしまして、できるだけ早い時期に決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 秋山 委員

単純に、学校がなくなったから、校区ごとに分けて、それぞれ小学校を使うのかなという感じでとらえておりましたけれども、こういう民間のものを使うということもあるんですね。

○ 選挙管理委員会事務局次長

公選法の第39条でございますけれども、投票所につきましては、市役所、町村役場、または市町村の選管の指定した場所に設けるというふうに定められてはございますが、その詳細については特に明文規定はございません。現在も、民間の施設を借上げて使用している投票所もございます。

○ 秋山 委員

いずれにいたしましても、余り遠い投票所にならないように配慮していただければと思います。いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

投票所の選定に当たりましては、一般的に私どもが考慮している事項といたしまして、わかりやすい施設でありますとか、あるいは、その投票区においてできるだけ中央に位置した施設でありますとか、その他、施設そのものが1階に配置できるかどうか、あるいは一定のスペースが確保できるかどうか、土足利用はどうなのか、あるいは段差の解消についてはどうか、さらに、駐車スペースの一定確保ができるかどうか、そのほか、公共性ですとか、あるいは照明や暖房の設備はどうなのかというような、不安を持ったまま使っているところもございますけれども、委員のおっしゃるように、じゅうぶんな要素をいろいろ検討した上で決めていきたいというふうに考えてございます。

○秋山委員

ありがとうございます。

商工会館跡地について

続きまして、商工会館の跡地についてお伺いしたいと思います。

ゆっくりと見てまいりましたら、本当にきれいに整地されて砂利が敷き詰めてありました。もと建物のあった裏側、玄関があった裏側の道路が、またきれいに整備されておりましたが、あの様子を見たときに、いつでも売却できるのではないだろうかというようにイメージをいたしたのですが、この件はいかがでしょう。

○(経済)商業労政課長

商工会館の跡地についてでありますけれども、今、委員のおっしゃいますような売却のお話ということなのですが、私ども商工会館を取壊す際に、地元の方とか商工会館に関係の深い方々と話し合いをしております、その中でこの跡地の利用について話し合いをさせていただいて、皆さんと一緒に検討して決めていきたいということを約束しております。その際からも、今もそうですけれども、こういった売却の話というのは一切出ておりませんということで申し上げておきます。

○秋山委員

現状はどのような形で進んでいくのかをお知らせください。

○(経済)商業労政課長

建物の解体自体は8月末の工期でもって解体しております、建物が大体なくなりまして、地べたが見え始めたころ、8月6日に、実はそういった地元の方々に集まっていただきまして、第1回目の検討懇談会を開催しております。その場におきましては、解体工事の経過ですとか、土地の形状について説明いたしまして、せっかく集まっていた10人の方々から自由な意見を言っていたいただいたということが第1回目でございます。第2回目は、9月3日に第1回目の意見を踏まえまして、こういった対策が当面よろしいのかということの絞り込み作業に入っているところでございます。

今後は、10月8日に3回目を予定しております、そこでできれば最終的な当面策についての了解を得て、今後、町会や団体の方でできること、それから市がやっていくべきこと、こういったことをある程度確認できればいいかなというふうなことで考えてございます。

○秋山委員

懇談会のメンバーは10名いらっしゃると、その内容はどういう方々で構成されているのでしょうか。

○(経済)商業労政課長

まず、もともと商工会館の運営団体でありました商工会館運営協力会、それから、その中に入ってございました組合で、小樽繊維製品卸商同業会、それから小樽繊維工業会、それから町会の方としまして住ノ江町会、住吉町会、

それから、その近くで「なんたるこっちゃ市」をやってございましたので、このなんたるこっちゃ市の実行委員会ということで、この方々を合わせまして10名ということになります。

○秋山委員

この各団体というか、代表のメンバーからどんなような内容のお話が出ていたのでしょうか。

○(経済)商業労政課長

概括的に申し上げますと、比較的、この繊維業界の方々というのは、できるだけ南樽地区の活性化に生かすような建物の建設も含めて、南樽地区の活性化に生かすような使い方をしようというのが大まかなことです。

それから、町内の方々は、大体子どもの遊び場等が少ないということもありまして、それから、最近は近所にマンションがたくさん建っていて、子どもが増えているのですけれども、そういった子どもの遊び場がないということです。それから、中には、違法駐車もあるわけですから、駐車場にしてもよろしいのではないだろうか。どちらかというと、建物を建てるよりは、当面は平面で使用していったらいいのではないだろうか、将来的には建物を建てることもいいだろうけれども、こういったお話があったということでございます。

○秋山委員

3回目が10月8日に行われるそうなのですが、折り合う、一本化されるような状況なのでしょうか。

○(経済)商業労政課長

2回目の段階で、そういった業界の方々と言うような活性化に向けての使い方とか、そういったことは、大体、どちらかというと長期的な視点に立った考えだろうということで、こういったものは今後また別な場を設けて、ゆっくり話し合ってもよろしいのではないだろうか。そうすると、当面の策としては町会の方々の望んでいる方向のものを当面にしておけば、将来のことにも対応できるような、比較的フリーハンドで残せるような形態で残しておけばいいのではないだろうかということで、比較的、多目的な広場的なものをつくっていくことでまとまりつつあるということでございます。

○秋山委員

当面にしておけばという感じなのですが、当面とはどれくらいのめどですか。せっかく地元の要望が通って、多目的広場らしきものがつくられたとしても、この当面が、二、三年後に経済的にぐっと上向きになってと、そういうことはないと言口をばくばくさせていらっしゃるようでは、どうですか、この当面とは。

○(経済)商業労政課長

一応、当面ということでお話をさせていただいておりますが、大体これでまとまりそうなのですが、やはり、直接、ここに建物を建てるということは、私もこの会を開いたときから、ここ数年間は市の財政状況からして無理ですということを言っておりますし、そこに出席された方々もその辺はよくご理解いただいております。そういった意味からしても、ここにすぐに市のものをつくってとか、何か別な用途でということは、ここ二、三年は非常に考えづらいというふうに私も思っております。

○秋山委員

今、多目的広場というお話、そういう方向性に向いていくのではなからうかというお話でしたが、具体的に、多目的広場、例えば、あずまやをつくるとかベンチを入れるとかというふうな形なのでしょうか。どういう形を考えていますか。

○(経済)商業労政課長

さきほどのお話の経過とも関連するのですが、いわゆる当面的なものでありますので、ここに余り移設をしづらいようながっちりとした建物、こういった構築物をつくると、次の展開に支障を来すということもございまして、なるべくそういうものを避けながらも、必要最低限のもの、例えばベンチだとか、比較的移設などがしやすいもの、それから、多目的であれば水飲み場といったものを、こういった程度のものをつける形になるのかなという想

像でございますけれども、そう考えておりまして、いわゆるこれをつけることによってかなり目的が特定化されるような構築物、それから頑丈な構築物、そういったものは避けていただかなければいけないのかなとは考えております。

○秋山委員

地元のメンバーの中には、子どものひろば、遊び場という意見もあるように今お聞きいたしましたが、ベンチと水飲み場であれば、ここの要求がどうなのかなと感じますが、いかがでしょうか。

○(経済)商業労政課長

子どもの遊び場ということでありますと、遊具を想定する場合も頭に浮かぶのですけれども、遊具をつけた場合には、そこはそれなりに占拠されて、例えば何かボール遊びのようなことをするにも支障があるとか、いろいろなことがあります。その辺はまだ詰めなければなりませんけれども、できるだけ平面を多く使える状況で、例えば、遊び場だけでなく、なんたるこっちゃ市でやりたいという声もございましたし、それから盆踊りの会場にもしたいということもありましたので、なるべく障害物になるようなものは避けたいなという気持ちはございます。

○秋山委員

多目的広場の方向性で何となくまとまるというお話でしたが、もしも最後の段階でこじれた場合、経済部としての考えというのは、今おっしゃった部分で変わりはないととらえてよろしいでしょうか。

○経済部長

さきほど来、課長の方からお話申し上げておりますけれども、流れとしては、さきほど言いました地域の活性化と地域住民の方々の要望と二つに分かれておりまして、2回目の段階では、ほぼ地域住民の方々が望む方向をまず優先してきたということになってきております。そういう中で、3回目は結論を出したいと思っているわけですが、我々としては、メンバーだけではなくて、地域からの要望といたしますか、そういうものも別途で上がってきている部分もございますので、そんなようなことをいろいろと考え合わせれば、やはり、当面策としては多目的広場ということが行政としても好ましいのかなというふうに思っておりますので、3回目の段階では、その辺についても行政としての考え方を示したいなというふうには思っております。

○秋山委員

今、部長のお話の中で、地域の要望が上がってきたというお話がありましたが、具体的な形として何か出ていらっしゃるのか。

○(経済)商業労政課長

具体的に市の方へ直接要望されたことといたしまして、まず、市民の声というものがございまして、それは2件ほど地元の方から出ております。それから、市長への手紙の中で、1件ほど協力したいということで要望されております。それからさらに、南樽地区に小公園をつくる会という団体の方から、600名の署名を、これは地元住吉町を中心としまして、市内各地からの署名を600名ほど集めて経済部の方に要望書を持ってこられたというようなことが具体的な要望という形になります。

○秋山委員

これらは、最後に10月8日に取りまとめて、いつぐらいにこういう形としてでき上がる、つくっていくと考えていらっしゃるのですか。

○(経済)商業労政課長

方向が決まりましたら、なるべく早くその実現に向かって動きたいと思っておりますけれども、いろいろな詳細でこういった形状をどうするかとか、例えば芝を張るとか張らないとか、フェンスはどうするのか、入口はどこにするのだとか、水道の栓を引いてくるのをどこからどうするのだとか、いろいろな詳細な部分が出てくると思います。その辺を詰めながら、できるだけ早く皆さんに提供できるようにしていきたいと思っております。

いつからということは、申しわけございませんけれども、そういった調整が済んでからということで、はっきりとは申し上げることは今の時点ではできません。

○ 秋山 委員

雪が消えて、子どもが外に飛び出すような時期を何とか要望いたしまして、質問を終わります。

○ 斉藤（陽）委員

市内海水浴場について

2点ほど伺います。時間ありません。簡潔に聞きます。

まず、市内の海水浴場についてお伺いしたいのですが、今年の夏は非常に気温が低かったとか、晴れが少なかったということで、各海水浴場の利用状況と対前年比をお知らせいただきたいと思います。

○（経済）観光振興室観光事業課長

海水浴場利用者数は、道が各海水浴場組合から報告をいただいております利用者数をお伝えいたします。

8 海水浴場ございまして、おたるドリームビーチは前年比60%減の10万人、サンセットビーチ銭函は11.2%減の4万5,000人、朝里海水浴場は40.9%減の7,462人、東おたる海水浴場は69.8%減の1万4,500人、豊井海水浴場は1万4,540人で68.8%減、塩谷海水浴場は50%減の8,500人、蘭島海水浴場では46.8%減の7万5,000人、蘭島観光海水浴場は27.3%減の1万6,000人、トータルで見ますと、13年度61万5,677人の利用者に対しまして、今年度は30万7,042人ということで、前年比50.5%減、半減ということになっております。

○ 斉藤（陽）委員

ばらつきはあるようなのですが、非常に大幅な落ち込みになっております。晴れが少なかったとあるのですが、この原因についてどのように把握されてますか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

それは、私からは。さきほど委員もお触れになりましたように、冷夏といった現象といいますか、雨の日が非常に多く続いたと。7月、8月ですね、ちょうど海水浴シーズンなのですが、しかも低温の日が続いたということでございまして、利用者の足がビーチの方へは向かなかったというふうに考えます。

○ 斉藤（陽）委員

遊泳禁止といいますか、そういう日が多かったということだと思います。利用者が非常に少なかったにもかかわらず、事故が非常に目立ったという気がするのですが、今回の、今年の夏の水難事故といいますか、海水浴場での原因別の事故件数と被害状況等について把握されている限りでお伺いします。

○（経済）観光振興室観光事業課長

私どもで承知しております事故の報告でございしますが、件数という点では警察署で押さえている件数と、市の消防の方で押さえている件数というのは、出動件数が違うというふうに思います。また、重複する部分もあるわけですが、事故内容ということが、私どもで承知しておりますのは、遊泳中の水難事故で死亡された方が2名ということで承知をしております。

○ 斉藤（陽）委員

水上バイクの事故が非常に報道されていまして、多発したという印象があるのですが、これについてはいかがですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

水上バイクにつきましては、8月に入りまして3件、立て続けに、ほぼ毎週という格好で事故が起きまして、4名の方がこの事故で死亡されていると承知しております。

○ 斉藤（陽）委員

この原因について、一部では、従来は湖で非常に利用されていた、それが、湖での利用が制限されたために、その人が海に移ってきたと。海の波の状況が分からないで、慣れていなかったために事故が起きたのではないかというような声もあるわけですが、この辺の原因についてはいかがでしょうか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

原因につきましては、まだ押さえてはいない部分もございますが、私どもの方で、先日、関係機関が集まった中で会議の中で出たものとしたしましては、利用者が北海道で今 5,000人を越えるという利用者で、年々かなり増えている、流行しているということがあって、しかも、その免許が非常に取りやすいということで、免許の取得時に言われている遵守事項が、実際のレジャーで水上バイクを操縦される際には無視されがちだというようなことがございました。例えば、遵守事項といたしますのは、救命胴衣を必ず着用して操縦を行うこと、あるいは飲酒はしないこと、こういうようなことがなかなか守られないで死亡事故に至るという傾向があるというようにも聞いております。また、潮の流れとか、そういった自然環境の変化にも目を向けないというような利用者もおられるようにも聞いております。いずれにしましても、基本的な守るべきことが守られないで事故に至ってしまうことが大きな原因だろうというふうに押さえております。

○斉藤（陽）委員

何らかの事故防止対策といたしますか、必要だと思うのですが、いろいろな警察等でも対策を考えていると思うのですが、市として、どのような対策をお考えでしょうか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

市としてということでご質問がございましたが、水上バイクの事故が多発しました新川の河口という場所は、小樽市区域ではございますが、なかなか期間によって担当部署というところが定まっておらないところでございます。そういう点では、関係機関と思われるところが、市も含めてということになります。連携をしてこういった事故防止対策を検討していかなければならないというふうには考えております。そういう点でも、市は、9月1日に新川河口で安全パトロールということで、関係の6団体でパトロール等のキャンペーンというか、事故防止のチラシ配布活動といったことも行っております。

○斉藤（陽）委員

海水浴場については、もう一つの面として、海の家などの営業についても、相当利用者が少なかったということではあるのではないかとこのように思うのですが、そういった損害等の状況については把握されておられますか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

浜茶屋といたしますか海を家の経営状況でございますが、これは、かなりの数ございまして、しかも経営状況についてまで私どもが報告を受けるということになっておらないのですけれども、私が海水浴シーズン中に何度か各海水浴場を回りまして、浜茶屋の経営者さんから事情をお伺いした中では、いずれにしましても、やはり、客足が非常に遠のいているということです。そういう点では、さきほどお伝えをいたしました半減するほどの利用者の減に応じた形で、昨年から見ますと半減に近い状況で、大きなダメージを受けているというお話は何度もお聞きいたしました。

○斉藤（陽）委員

一般に災害というものとは全然違うと思うのですが、こういう冷夏といたしますか、異常気象による被害という観点から、何らかの公的な支援策というのですか、そういう援助のようなものについても検討する可能性というものはいかがでしょうか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

確かに、大変な被害を受けられたという事実はございますが、これは冷夏に伴って被害を受けたというか、非常

に大きな影響を受けられた状況といたしますのは、海の家に限らず、さまざまなものがあると考えております。そういう点では、特別に海の家に対して公的支援ということでございましたが、財政的な援助といったことまではなかなか難しいかと思えます。そういう点では既存の制度融資等もございますので、そういった面で活用いただければというふうに考えております。

○ 斉藤（陽）委員

もう1点、おたるドリームビーチは、従来から砂浜の浸食という問題がありますが、今年はかなりそれがひどかったということです。実際、管理事務所の方々に聞きますと、この辺がもう今年あたりは限界だ、来年はどうなるかわからないと。要は、砂入れて何とかもたせているのだけれども、もう限界ではないかという声が非常にあるわけなのですけれども、原因の調査とか、あるいはもうちょっと抜本的な対策ですとか、そういったものが必要でないかと。今後どのように取り組まれるお考えか、この点についてはいかがでしょうか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

ご存じのようにここの海岸保全ということでドリームビーチの砂入れ工事を所管をしておりますのは、道の土木現業所でございます。これは、平成8年から、今年で7年になりますか、続けている砂入れ工事で、毎年砂浜が浸食を受けまして、中に埋設しているせいらがむき出しになるような状態まで、そういったところを毎年砂入れをして補正しているということでございます。先日も、土木現業所の担当の部と私どもがこの点について協議をいたしました。やはり、7年も続けて、今後も引き続き砂入れ工事を毎年行うことについては、議員がおっしゃるとおり、限界にきているというような認識は土木現業所にとってもあるようでございます。

今後、すぐ補正工事をやめて何も処置をしないということにはならないかと思いますが、やはり、行く行くのことを考えますと、海の家を経営されておられるおたるドリームビーチ協同組合の方々ともじゅうぶん打ち合わせをした上で、今後の対応策、例えば、茶屋の位置を浜からもっと陸側の方に下げるとか、あるいは横の方に移設するとか、そういったことを含めて次善の策を考える時期にきているという認識はあります。

○ 斉藤（陽）委員

文化芸術振興条例について

問題を変えまして、次に、昨年の4定で質問させていただいたのですけれども、そのときは他都市の例などを調査検討するというようなご答弁をいただいたのですが、文化芸術振興条例についてお伺いしたいと思います。

そのときのご答弁で調査するということがあったのですが、今現在、どの程度検討が進んだのか、現在の状況についてお聞かせください。

○（社教）社会教育課長

その後の取組についての質問でございますが、庁内の関係する部局が集まりまして、文化芸術振興条例制定に關しまして検討しております。また、道内10万以上の都市の条例制定状況の調査をしております。その結果、釧路市が昭和50年、また、苫小牧市が国の文化芸術基本法を受けたものとしては全国の先駆けとして今年の4月から条例を施行してきております。

検討会の中でも出てまいりましたが、現状、本市におきまして条例を制定していくとするならば、市民各界各層からの要望意見はどうか、また条例に基づきましてどういったような政策を展開していくのかなど、市の文化芸術振興施策の総合的な推進を図るためには、基本的な方針をはっきりさせることが必要ということも私どもは考えておりますので、今後ともさらに検討してまいりたい、このように考えております。

○ 斉藤（陽）委員

今もありましたが、文化芸術振興条例あるいは国の文化芸術基本法においても、長期的な方針とか施策の大綱、いわゆる基本方針、基本計画の策定ということが非常にポイントになっているわけです。本市21世紀プランの第2次実施計画の中に、3分野10項目20事業というのがうたわれているわけですが、既にございまして、実際に今動い

ているわけですが、これとの整合性、また、新たに条例で定めるとする、そのときの意義づけというのは、どうということになるのかということなのです。

まず、その前に、10項目20事業の所管部別の事業数の内訳についてお示してください。

○ (企画) 福井主幹

芸術文化の20事業の内訳でございますけれども、社会教育部が15事業、総務部が3事業、市民部が1事業、建築都市部が1事業となっております。

○ 斉藤 (陽) 委員

この21世紀プランの第2次実施計画というのは企画部計画推進担当が進行管理をするというふうにうたわれているわけですが、この推進担当の進行管理というのは、具体的にどのような仕事をされているわけですか。

○ (企画) 福井主幹

進行管理については、進行状況の把握、点検、チェック、それから、役割としては決められた計画の実行を確実にものにする、こういうことになろうと思います。

○ 斉藤 (陽) 委員

把握、点検、チェックと、それでもまだ抽象的だと思うのですが、もう少し具体的にその内容を教えていただきたいのです。

○ (企画) 福井主幹

予算書、各部から提出していただいた資料を基に、チェックしながら進行状況の管理、把握に努めているということでございます。

○ 斉藤 (陽) 委員

それは、時期的に言いますと、1年の長さがあるわけですが、年度内に何回、その把握、点検、チェックをなさるわけですか。

○ (企画) 福井主幹

まず、決算の時点では1回ですが、予算編成のときに進行状況を1定、2定、3定、4定と状況を、予算枠が動くたびに相互のチェックをしているということです。

○ 斉藤 (陽) 委員

役所的には本当にそのとおりだと思うのですが、非常に素人的に考えますと、そういう計画があった場合に、何か足りない、あるいは抜けてる、こういうことは抜け落ちているよ、この計画たくさんある中でこれは足りないなと、あるいは、それを補うためにはこういうことやった方がいいのではないかなというような、計画自体の総合的な判断といいますか、あるものを続けていくというのではなくて、何か足りないものを見つけて新しいものをつくるというようなそういう作業は、文化芸術関係の施策においてはどの部署が担当されているのでしょうか。

○ (企画) 福井主幹

基本的には、所掌する事務事業の所管部が行うということになろうかと思います。

ただ、それだけで済まない場合は、各関係部と連絡・調整しながらそれに当たるということになると思います。

○ 斉藤 (陽) 委員

その連絡・調整しながらというのは計画推進担当の企画部の方で行うと。

○ (企画) 福井主幹

企画部がその調整に当たる場合もありますし、中心となる所管部がその中心となって連絡・調整に当たることになる場合もあるということです。

○ 斉藤 (陽) 委員

実例を一つ挙げながら、お伺いをしたいのですが、先日、ある新聞報道で、道立の美術館の入館者が10年

間で半分になった、半減したという非常にショッキングな記事がありました。本市の博物館、美術館、文学館の入館者の推移は、この10年程度、どうなっているのでしょうか。その原因についてもお示しいただきたいと思います。

○(社教)博物館長

それでは、博物館の方からお答えさせていただきます。

平成3年ですが、13万6,000人超の利用者がございました。以下、下降傾向をたどりまして平成13年6万7,000人弱くらいまで減少しております。おおむね50%強の減数というふうになっております。この10年間の推移ですが、数字的にはこのような形で出ておりますけれども、全国的な傾向の中にございまして、私どもの博物館としては、人数の減というのは、ある意味で、小樽市内におけるさまざまな文化的、知的要求を満たす私設機関などが整備されてきたという結果というふうにも受け取ってございます。

そういったことからしますと、数字の減は、我々としてはこれを実際、実数字として押さえているわけですが、さらに、それを利用者増にかかれるような、そういった各種機関とも連携をとりながら図っていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、この数字といたしますのは、小樽市だけではなくて全国的に共通しているということだけを申し添えさせていただきますと思います。

○斉藤(陽)委員

確かに、もともと道立美術館の例もあったわけですね。全国的にこのような状況だと。

ここで、非常に問題になるのが、鑑賞者開発、新たな利用者を開拓し育成する活動と。これについては、従来、海外の博物館、美術館は非常に力を入れているけれども、日本では非常に遅れているということが言われていた、従来から指摘されていた分野です。本市の21世紀プランの施設整備拡充という項目、分野があるのですが、中でも、こういう鑑賞者開発ということに触れている部分というのは非常に見当たらない。これは、今現在、小樽市の21世紀プランの中に触れられている、盛られている文化芸術施策の中でも一つの盲点ではないかと、抜け落ちている部分でないかというふうに思うのですが、この点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○(社教)社会教育課長

21世紀プランの中にございますように、芸術文化活動の推進、この中では確かに鑑賞機会の拡充ということは述べられておりますが、委員のご指摘のように、いわゆる新たな鑑賞者の開発ということは述べられておりません。こういった点につきましても、今後この計画の中には、それを取り入れながら新たな鑑賞者の開発ということも目指していかなければならないと考えております。

○斉藤(陽)委員

鑑賞者開発の基本的な作業としましては、来館者分析というのは非常に重要なことになっているわけです。来館者の属性を分析すると。まず、その来館者の属性分析というのは、現状でどの程度行われているのか、伺いたいと思います。

○(社教)博物館館長

来館者の分析でございますが、かつて、当館におきましてはアンケート調査で実施したことがございます。その結果では、観光客が圧倒的に多いということですが、残念ながら、それ以後、来館者の分析調査というのはまだ行っておりません。

○(社教)文学館兼美術館副館長

当館も、博物館と同じように、特別展のときにアンケート調査を実施をしております。書かれる方は、ほとんど観光客の方でございます。

それから、さきほど委員からご質問ありました、文学館、美術館のここ10年間の入館者の推移についてご報告させていただきます。

両館とも、ここ10年の推移を見ますと、やはり、博物館と同じように、減少傾向にございます。そして、まず、文学館の方でございますけれども、平成4年度が1万8,776人でございました。これが平成13年度は1万3,088人ということで、5,688人ほど減って30%減ということでございます。一方、美術館の方は平成4年度が1万8,161人、平成13年度が1万6,406人となっております、1,755人ほど減っております。9.6%ほどの減少となっております。

減少要因といたしましては、私どもは、入館者増を図るべく特別展なり企画展なりを開催して鋭意努力しているところでございますけれども、両館の入館者を見ますと観光客が大変多いというようなこともございまして、多分、景気動向の影響でございまして、それから、現在非常にレジャーが多様化しておりますとか、そういった複合的な要因が減少原因になっているのではないかと感じてございます。

○ 斉藤（陽）委員

年齢ですとか性別、居住地、居住形態、教育歴、職業、役職、また所得階層別等のいろいろな来館者の性格、属性を分析して、そういうデータをとって、そこにヒットするような対策を打っていくというようなことが相当綿密に行われなければ、積極的に利用者増につながる有効な企画というものは打ち出しにくいと思うわけですが、この点の認識を再度お伺いしたいと思います。

○（社教）博物館館長

利用者ニーズの的確な掌握でございますけれども、現在、全国的な組織である日本博物館協会もそのことに当たられて鋭意研究しているところでございます。私どもの博物館といたしましても、そういった全国組織の調査研究データを参考にさせていただきながら、取組の検討をさせていただきたいと思っております。

○（社教）文学館兼美術館副館長

あわせまして活用の増について図ってまいりたいと思います。

○ 斉藤（陽）委員

最後ですが、そもそも博物館、美術館の整備・拡充ということ自体は必要なことなのだから、来館者が増えても減っても、これはやらなければならないのだということも一つの考えではあると思うのです。

ただ、利用者が、常に一部の市民に偏っていても仕方がない、そういうことは許されないのだと思うのです。博物館や美術館の整備が公共的なサービスであり得るということは、社会全体に有意義である、そういう前提の上で行われている事業だと思うのです。そうであれば、門戸は開いていますよと、機会は開かれている、機会は平等にありますというだけではなくて、結果の平等といいますが、そういうものも求められるべきだと。結果の平等というのは、要は、来館者の構成比率というのが分母である市民全体の構成に近似的でなければならない。要は、市民全体の分布と同じような形で来館者の分布がなければならない、そういう結果の平等も当然求められるべきだ、そうでなければ、公共サービスという前提が崩れるのだと、それぐらいの非常な決意を持って、鑑賞者の新規の開拓といいますが、開発といいますが、そういったことを積極的に進めていただきたい。逆に、それに熱心に取り組むことが、小樽の文化なり芸術なりのすそ野を広げ、市民の文化意識なり、そういうものを深め高める、そういうことにつながって来るのだと。いつまでも限られた一部のみに偏って、そのままの状態ではよくないのだということを確認するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 社会教育部長

特定の市民だけではなく、やはり、市民全体の意見が反映できるような、利用できるような施設というふうに理解しますので、今後とも利用者のニーズの把握といったことについて意を用いてまいりたい、このように考えております。

○ 教育長

ただいま貴重なご提言をいただきました。

小樽の各館の入場者の説明の中で、観光客が多い、そういう発言がありましたけれども、これは、観光客といっても、不特定の、本州から来遊したとかそういうことではありませんで、札幌市とかこの近郊の方々も多くて、能狂言の会の公演とか、あるいは伊藤整文学賞にかかわる講演とか、そういうところにも熱心な小樽の文化・芸術のファンがごいます。それから、各館とも、友の会といったようなものを企画いたしまして、子どもたちや熱心な方々の組織化も考えております。

提言の趣旨を受け止めまして、さらに努力をしてみたいです。

○委員長

公明党の質疑を終え、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時22分

再開 午後 3 時45分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

水上バイク事故について

通告しておいた関係があったのですけれども、重複しているので、関係する部分の 1 点だけ。

さきほどから海難事故にかかわる海水浴場の関係、それから、水上バイクの事故の問題等がありました。私の質問の中には、特に水上バイク事故で亡くなった件数と死亡事故がありましたけれども、これを取り巻く問題の中には、被害というか、苦情というか、こういうようなものが常に今までの中であったのかどうかということなのです。起きてからどうする、ああすると、こういうことなのだけれども、今私が聞きたいのはこの 1 点なのです。例えば、プレジャーボートも含めて、出かけて行って網をどうしたとか、それから、遊泳しているところに向かってだっと行くわけですから、私も現場を見ていて相当ひどい状況というのか、こういうようなことが目についていたということがあるものですから、この件に限って。

○（経済）観光振興室観光事業課長

ただいまご質問の件につきましては、9月4日に小樽警察署の呼びかけもございまして、12関係団体が集まりまして、水上バイク事故防止対策会議というものが開かれました。その中で、小樽漁協からは、ただいま委員がご指摘の水上バイクによって網を壊された、あるいは、漁場とありますが、ホッキ貝の漁場で非常な被害が出たということが発生しているというような案件も紹介がございました。また、海水浴場の指定区域内に水上バイクが進入して、海水浴客等と衝突をして被害があったというようなことも聞いてございます。届出があるものについては、警察でも把握されておりますが、仮に、届出がなくて事故があったということを漏れ聞くようなケースもございまして、正確に事故の件数がどれくらいあるのかということは、計測というか、把握はされておきませんが、いろいろな場所でそういった事故が発生してるといようなことは考えられます。

○佐々木（勝）委員

冬のスキー場では、いわゆる一般スキーとスノーボードとの事故がいろいろとあって、今はすみ分けをしながら両方楽しんでいる、こういうような条件整備もされているようです。ですから、今後の対策としては、楽しむことのひとつですから、ルールを守っていくということの指導なんかが必要なのだらうなと。その点についてお願いします。

雇用状況について

二つ目には、これは現時点というふうに私は押さえないのですけれども、いわゆる雇用、失業の状況について掌

握しているのか。できれば、8月を過ぎたあたりですから、8月時点での集約というところを聞きたいのですけれども、担当の方でつかんでいるのはどの程度なのか、お知らせしてもらいたいです。

○（経済）商業労政課長

一般的な雇用状況ということでお話をさせていただきますと、私どものつかまえているのは8月30日に発表された7月末現在の数字ということであります。これからの数字、8月末の数字となりますと、9月30日以降にならなければ把握できないということです。

現在把握している7月末の数字で申しますと、全国の完全失業率が5.4ということで、ここ最近では横ばいの状況でございます。完全失業者数が368万人で、これも大体横ばいと。北海道に目を転じてみますと、北海道の場合は完全失業者数は3か月ごとの数字ということで、今、直近で出されておりますのは4月から6月にかけての数字です。これが5.6、前期の1月から3月にかけての7.2というのは、これは全国でも最低、最悪の数字でございますけれども、この7.2からは若干回復しているのかなということでございます。失業者数も16万人ということでございます。失業者数は小樽管内では出せませんので、有効求人倍率ということでお話ししますと、全国では有効求人倍率が0.49と、6月に比べますと、6月が0.46ですから若干回復している。それから、北海道の有効求人倍率が0.40で、6月が0.37ですから、これも若干回復している。小樽管内は、0.40ということで6月と大体同じということです。数字で申しますとこのような状況になってございます。

○佐々木（勝）委員

統計での集約ですから、そのことに尽きるのだというふうに思います。

有効求人倍率との関係等も含めて、市の取組としては、常にアンテナを張って状況把握に努めているというふうに思います。そういう観点からして、数字の背景だとか状況からして、押しなべて回復の傾向にあるというふうに分析しましたか。その辺のところを。

○（経済）商業労政課長

数字を見ますと、今出したとおりの数字でありまして、若干0.0何ぼとかという回復が数字上は出てくるのですが、いづれにしても低いレベル、よくないレベルでの数字であります。例えば、小樽市内で最近ピプルの多数の離職者がある、そういった中で、新規の求人は非常に伸び悩んでいる。有効求人倍率がちょっと回復したというの、求人は伸び悩んでいるのですけれども、求職者もたまたま少なくなったとか、こういった状況によつての比率になったりしますので、私どもとしても大変厳しい状況には変わりないというふうに見ております。

○佐々木（勝）委員

そういう意味では、数字以上の問題、中身の問題というのがむしろ問われるのだらうと思います。じゅうぶんにアンテナを張って分析に努めていただきたいというふうに思います。

データ上からは7月現在のデータしか出てこないということですが、気になるところは8月の状況です。8月現在で集約できるものと言え、これはどうなのでしょう。来春の新卒の高校卒業者です。高校の予定といえますか、それに関する求人、就職の関係というのは集約できる状況にあるのでしょうか。

○（経済）商業労政課長

新規高卒者の状況につきましては、ある程度、かなり近い8月くらいの時点で確認しておりますので、お示ししたいと思います。

高校の就職については、求人受付が6月20日から始まって、応募が9月4日、選考が9月16日ということで、就職試験が始まっている最中なのですが、来春の卒業者数の予定、管内の予定卒業者数は2,195ということでございます。そのうち、就職を希望されている生徒が584、管内の就職を希望しているのが584のうちの219、それから、求人については、全体として140です。そのうち、管内の企業からの求人というのが8月30日現在でわずかに30ということです。就職希望者数584に対して求人数が140ということですから、求人倍率というのは0.24と

ということになります。管内の希望に限って言いますと、219に対して30の求人ですので、0.14という、前年にも増して非常に厳しい状況にあるということでございます。

○佐々木(勝)委員

ちなみに、私データを持ち合わせがなかったので、前年に比べということで言うと、それぞれどういうふうになりますか。0.24倍というのは。

○(経済)商業労政課長

数字で、同じレベルで申しますと、管内の卒業予定者数が昨年は2,336、就職希望者が645、それから管内の就職希望が260ということです。求人数についてちょっと今あれなのですけれども、これらの数字から、求人の倍率を申しますと、昨年は0.31、それから、管内のことを言いますと、昨年8月現在でいきますと0.08ということです。ですから、管内のことで言いますと少しは上回っているのですが、全体でいきますと0.31に比べて0.24ということですから、これは悪化しております。管内は若干上回っているとは言いながらも非常に低い数字での絶対数字ですので、これは決して昨年よりはいいとか何とかというようなことではないのではないかというふうに思っております。

○佐々木(勝)委員

流れからすれば、生徒も減って就職希望者も減ってくるという状況、そういう中で、本当にミリ単位で0コンマの世界でやっている状況で、本当に子どもたちにとっては厳しいのだろーと思います。

それで、それに対してそのまま手をこまねているわけにもいかないということで、国や道の動きがあるように私は聞いているのですけれども、具体的にどんな対策上の取組が予定されているのか。

○(経済)商業労政課長

まず、国の方から申しますと、新規高卒者就職支援総合プログラムという名前の政策を打ち上げて取り組んでございます。主なものとしては具体的にどういったことをやっているかといいますと、例えば就職面接会と。今、就職試験は始まっておりますけれども、そこで就職が決まっていない生徒が10月くらいになると出てくるわけですね。この生徒たちを一堂に集めて、さらに集団的な面接会を行うと、これがハローワークを中心として予定されております。これは、例年11月にやられるのですけれども、これを10月に前倒しをしてやってもいいという形をとっております。それから、就職に関して生徒に準備講習をする。それから、職場見学会、従来は職場見学会というのは国の方で直接求めるということではなかったのですけれども、そういう部分にも力を入れていくというようなことなどいろいろございます。

北海道は、そういった国の方針を受けまして、それが地元でもってスムーズに成功されるように支援していくと。こういった国の政策のPRですとか、要請ですとか、依頼ですとか、こういったことについて地元で力を振るっていくということになっておりまして、小樽市も当然そういったものに支援はしていくわけでありまして。

また、小樽市独自の支援施策として行っているものの主なものを挙げますと、例えば、春に既に企業見学会というものを行ってます。5月に行いまして、市内の2社に訪問いたしまして、6校7名が参加しております。それから、仕事説明会というのをやっております、これは6月にやっております。各業種の方に、アドバイザーとして出席いただいて、そこで、仕事の種類ごとに、この仕事はこういう仕事なのだよということをよくわかっていただくための説明会に63名。

それから、8月に入りましてインターンシップを行っておりまして、今年は小樽市主催のインターンシップは6校19名、15社に協力をいただいて実施しております。このインターンシップについては北海道の道教委の方からのインターンシップの実施というのもございますので、今後、それとうまくかみ合わせながら、私どももその実施について協力をしながら実施していきたいと思っております。

それから、これは、生徒に対しての周知的な、今話したことは生徒に対する周知的なことになろうかと思います。

直接、ある意味では求人の開拓、そういった意味での対策ということになりますと、職安と道と小樽市の市長の連名で採用依頼を管内の企業に送りまして、既に、一度、600社ほど依頼の文書を送っております。2回目は、9月2日に700社ほどに送っております。そのときには、私ども市の方で作成した新規高卒者の採用についての啓発パンフレットがございますので、それを一緒に同封しております。それから、そういった要請のほかに、8月の広報に採用のお願いを掲載してございます。こういった要請がまずございます。

それと、今年も11月に予定しております就職促進会がございますので、就職者に対しての集団面接ということで、それについては私どもも全面的に協力していきたいと思っておりますし、それから、市の方で今年については臨時職員を直接雇用してございます。そういったことも含めて、庁内で緊急雇用対策会議を立ち上げるというか、開催いたしまして、そういった雇用も来年に向けてどういう方向でいくのかということも検討していきたいというふうに思っております。

さきほど数字で何名だとかということで申しましたけれども、一つ一つの事業を見ると、ある意味で大きな数字でがばっとそういう対策をなされているということではないのですが、こういった一つ一つの事業を地道に行っていくことで、一人でも就職につながればなというふうに思っておりますし、そういった努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

○ 佐々木（勝）委員

やるべきことはやっているということで、ちょっと聞きたいのですけれども、市独自のというのか、国に対応した、道に対応した、市の対応というのかな、これはわかります。市が独自に取り組む内容というのは、目玉というのか、この辺のところを。

○（経済）商業労政課長

まず、一つには、小樽市独自にやっているインターンシップがございます。これは、今年は道の方でも行う予定ですが、それに先んじて市の方で行っていることでありますので、そういった意味で、道の方で行っていく、公立高校がこれから行っていくインターンシップの一つのひな形的なよりどころになるのではないかなと思います。

それから、もう一つには、市の方での直接雇用ということで臨時職員を11名ほど採用してございますし、嘱託職員も、数字はちょっと今すぐ思い浮かびませんが、採用いたしました。こういった直接なものの雇用して、来年度も、できればそういった直接の雇用を要請していきたいなというふうには思っております。

○ 佐々木（勝）委員

僕は、今の状況の中で、就職はしたけれども、1年もたないとか、それから、もっても3年ぐらいでもうすぐに変えてしまうとか、そういうようなことなんか出ていますね。だから、本当に就職を求める側と、する側の、この辺のミスマッチが出ないように、いわゆる子どもたちと言ったら語弊があるかもしれないけども、やっぱり望む人材というか、こういうところに、子どもたちの実態把握というか、この辺の分析なり、そういうものを押さえながら発信していくというのと、メニューはいっぱい用意したので来てくださいというのとは違うと思うのです。本当にそういうところの部分は、ミスマッチと言えばミスマッチのことになるのかもしれないけれども、その辺の分析というか、この辺を、市独自で、一般的には傾向というのはその傾向なのだろうと思うのだけれども、これは一所管だけで担当できるものではないと思うのだけれども、そこところは、分析を含めてじゅうぶんされているか、今後どういうふうにしていくか。

○（経済）商業労政課長

今おっしゃいましたように、5年くらいたつと半分くらい、3年くらいで30何%とかなんとかという言われ方をしております。結果的に、そういうことで地元を離れてしまうと人口減につながるということで、我々もその辺を大変苦慮しているのです。企業側の言い分からすると、やはりまだ仕事に対しての責任感がしっかり確立されていないとか、頼るということと、仕事に対しての技術的なこと、それから知識的なこと、そういったことが劣る部分

があるので、そういう意味でそういった立場に耐えられないではないだろうかとか、もう少し、いわゆる部活などで精神的なものを鍛えてもらって辛抱強さを身につけてもらえたらなど、そういうことを言われたりもしています。

学校の方は学校の方で、そういったことを配慮して教育の中でいろいろと指導はしているのですけれども、すべて学校に任せられても、学校側はまたそれは親御さんがやることだと言うのも、これもまたどうなのかなということで、そういった意味も含めて、その一つの解決策としてインターンシップというもので就業体験してもらって、望ましい職業観とか、そういったものを身につけていただくというものがございます。多分、それを受けて、道の方でもそれを大々的に職業学校を中心に広げていこうという動きになっているかと思いますので、その辺については、私のところでは分析とまではいきませんが、そういった意味は多分にあると思いますので、私どももそれについてはできるだけの支援をしていきたいと。直接、職業学校全体がインターンシップをやると何百人という状態になりますので、受け入れる企業側も大変だろうと思いますし、すべてスムーズに行くかどうかというのは不安なところもございます。その辺については、商工会議所なり、中小企業家同友会なり、そのあたりの関係団体とも協力をし合って、何とかスムーズにできるように支援していきたいとは考えております。

○ 佐々木（勝）委員

そうだと思いますね。だから、今日は、例えば経済で、この後のテーマも経済と総務が一緒になっているわけですから、共通する部分でできるだけ話を進めたいなというふうに思っているところなのです。

今の企業からすれば、やっぱり即戦力を求めているのでしょうか。企業内で教育をして、そして、それに向かって育ててというような状況ではないということなんかも含めて、企業は本当に人を求めているのかどうかというあたりをじゅうぶん把握してほしいと思うのです。その辺のところですね。だから、そういう面で、庁内においても、人づくりですから、あわせて庁内の中で連携をとって意見交換をしながら、あるべき姿というか、これを求めてほしい、こういうふうに思います。

修学旅行について

最後に、大きな部分でありますけれども、共通する部分で、修学旅行の問題で質問させていただきたいと思います。

小樽の修学旅行の実態ということで尋ねたいのですけれども、修学旅行というふうに聞くと、この言葉の意味からすれば、恐らく、対象になるのは一つには目的、性格から教育委員会の所管の事項になるのだと思うのです。しかし、今、修学旅行、修学旅行生といったらいいのか、こういう動きをじゅうぶん把握しながら、今度は受ける側に立った場合には、いわゆる観光客的な要素を持って扱われているのではないかなというふうに思うのですよ。今、修学旅行という言葉は、昔の我々の育った時代には歌にまでなるくらいですから、簡単に言うと、今まで行けなかった旅行をこの機会にと、みんながそろって行こうということでやっていた、そういう姿が目に見えそうです。けれども、今は恐らく状況は違うのだと思うのです。

そこで、委員会の方に、今度は出かける側というのかな、出かける側という立場で委員会の方に何点か質問してみたいと思うのです。まず、委員会で修学旅行という押さえ方をしていれば、対象はどんなことになりますか。

○（学教）指導室長

道教委の教育長通達に基づきます小樽市教育委員会修学旅行実施基準がございまして、その中では修学旅行を大きく二つに分けております。一つは、いわゆる宿泊研修と呼ばれる部分と、それからもう一つは見学旅行と言われる部分でございます。従来より、修学旅行と呼ばれている部分につきましては見学旅行と言われておりまして、小学校では最終学年が行うようになっておりますし、中学校でも同様でございます。

○ 佐々木（勝）委員

そういう押さえでいきますと、今の小樽の修学旅行、見学旅行、宿泊を含めて、各学校別の実態といえますが、

これをお知らせください。

○(学教)指導室長

各学校別の実態。

○佐々木(勝)委員

各学校と言いましたね。今言う小学校5年、6年か、義務系のお話を今聞きました。義務系のお話を聞きましたけれども、そういう、いわゆる修学旅行っていう区別をすると、では、高校生や、大学生あたりは修学旅行という管轄ではないと。そういうとらえ方は。

○教育長

高等学校では第1学年で宿泊研修、第2学年で見学旅行を実施しております。

○佐々木(勝)委員

だから、簡単に我々も修学旅行と言ってしまうと非常に難しいので、今いう見学旅行、宿泊、こういう区別でそれぞれの実態をお知らせください。

○(学教)指導室長

宿泊研修につきましては、小学校では1泊2日、在学中に1回行うとなっております。中学校におきましては、同様に、宿泊研修につきましては1泊2日で在学中に1回行うということになっております。見学旅行につきましては、さきほどお話し申し上げましたけれども、小学校では1泊2日で最終学年、中学校では3泊4日以内、最終学年、このようになっております。

○佐々木(勝)委員

そうすると、出かけていく方ですから、市内ではないわけですね。そういう面で考えると、今の日数は規制があるわけですから、時間等としてあるのですけれども、実態として小樽を離れて行くわけです。行きますね。その方向なのだけでも、義務系で言うところの方面に向かっているのか、その辺がわかれば。

○(学教)指導室長

道の規定、それから小樽市の教育委員会の規定に基づきますと、全行程500キロ程度が小学校でございます。小学校は、毎年、洞爺方面が中心になっていると思います。それから、中学校は、全行程1,200キロ程度と規定されておまして、ほぼ、東北の北部、十和田周辺となっております。

○教育長

高校は、2泊3日の宿泊研修は、例えば国立大雪青年の家とか、自然の家を利用する形態です。それから、見学旅行は、5泊6日、東京、大阪、関西方面が中心になっております。

○佐々木(勝)委員

では、高校の方に照準を合わせますね。

高校の方で言いますと、小樽からの高校生は、聞くところによると、既に海外の方まで出かけていくというようなことを耳にします。実態はどうなのですか。

○教育長

海外は、道教委に対して特別な申請と許可をもらいまして、例えば中国、韓国ということですが、航空機の利用がなかなか大変だということもあって、利用実態はまだ非常に小さくなっております。

○佐々木(勝)委員

現実には、小樽の場合を見ても、難しさはあるけれども、そういう方に向かって進んでいるようにも聞きます。そこで、義務系の関係でもそうなのですから、今後、今後ですよ。あるべき姿というか、見学・宿泊旅行というものの在り方等についての方向性を聞きたいのですが、その前に、今まで進めてきた中で、問題や課題というのはないのかどうかということなのですね。その辺のところですよ。

○(学教)指導室長

従来ですと、いろいろな建物ですとか史跡とか、そういう部分の見学が中心でしたが、10年ほど前から、子どもたちが自分たちの課題に合わせてそれぞれのコースを選んでいる自主研修という形がございまして、現在のところ、ほとんどの学校がそれを取り入れております。さらに、自主研修の中に、今度は体験的なものを取り入れておりまして、例えば、絵つけをするですとか、焼き物に絵をつけて焼いていただいて後で送っていただく、そのような体験の活動を取り入れております。

そのように、見学旅行の内容が変わってきておりますが、課題、問題点といたしましては、一つは費用の面でございます。年々高額になってきております。それから、学校週5日制になっておりますので、中学校ですと3泊4日ですから、最終的に時間数の確保の面で課題があるかと考えております。

○佐々木(勝)委員

出ました費用の関係で、かつてよりも、どんどんどんどんエスカレートと。エスカレートではなくて内容に伴ってそうなるのだと思いますけれども、平均で、今、小学校で、それから中学校でどれぐらいになりますか。

○(学教)指導室長

今年度のまとめで言いますと、小学校は、28校中20校がほぼ2万円台になると思います。それから、中学校の方は、14校中10校程度が5万円台になると思います。

○佐々木(勝)委員

金額が張ると言えば張るという形なのですけれども、実際に実施していて、困ったなというあたりが出るのではないかと。それに対して、市はどれだけのことができるかという、さきほどの話ではないですが、問題はすりかわらないわけではないですが、問題は父母負担の関係なのですね。父母負担をいかに軽減していくか、しかし、内容を充実させるためにはそれだけの費用がかかると、この折り合いだと思うのです。

実際に困っている問題というのかな、それはどの辺にありますか。

○学校教育部長

費用の件が出ましたのですが、道教委の規定としましては、距離的な問題と交通費の問題で上限が決められておりまして、その中で見学旅行を計画しております。

しかし、ご承知のように、少子化になりまして、子どもの数が極端に減りましたので、貸切のバスを借りましても頭で割りますとかなり値段がいたします。少人数の学校では小樽で1校でございすけれども、2年に1回、学年二つが組んで行かなければなりません。バス代が大変ですとか、そういうような問題もございすので、これからは、距離と交通費が定められているのでしたら、行く場所を検討するとか、修学旅行の中身をさらに検討していくとか、そういうような課題があるかと思ひます。

○佐々木(勝)委員

払えないで困っているとか、そういうことではないと思うのだけれども、負担をかけているなという感じ、印象を持ちますか。反面、今リストラがかかって、いろいろな家庭状況は圧迫されている状況にありますね。そういう中で、実際に担当しているというか、生の声というか、この辺どのように感じておられますか。

○(学教)学務課長

修学旅行費用そのものとの関連ではないのですが、当然、一定の収入に満たない家庭につきましては就学援助の制度がございす。修学旅行につきましては、個人で持つお小遣いだとか、そういったものは除かれますけれども、基本的に費用は実費支給という形になってございす。

○佐々木(勝)委員

教育には金がかかるというのは、意味はわかりますけれども、非常に今の状況の中では教育に金がかかるという側面と、これだけのお金を出さなければならないという状況です。しかし、全体がそろってみんな行くという前提

ですから、その辺のところの折り合いは頭が痛い問題かなというふうに私も思うわけです。

それで、結論を言うわけではないのですが、そんな状況の中で、部長の方から先に答弁があったのですが、今後のいわゆる見学・修学旅行の進め方というかな、この考え方というか、これをお聞かせください。

○(学教)指導室長

学習指導要領上の規定でございますと、ふだんと異なる生活環境にあって、見聞を広めると、自然、文化などに親しむとともに、もう1点は、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験をすることができるような活動を組むこととされておりますので、今回の新しい学習指導要領に基づいたさまざまな内容がございますが、それとも関連を深めながら進めてまいりたいと考えております。

○佐々木(勝)委員

今は、行く側の方、向かう側といいますか、出かける方の側から見た押さえ方でしたが、今度、受け入れる側は観光客という形になるのかなと。そうすると、観光の側から見た、何点が質問したいと思います。

まず、観光課の方では修学旅行生というふうに押さえられているのですか、観光客の、いわゆる簡単に言うと。まず、そこから。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

今、委員のご質問であります、修学旅行生として押さえてございますが、一応、正式な書類上は修学旅行研修旅行生の実績ということでございます。

○佐々木(勝)委員

言葉が整理されています。簡単に言うと修学旅行生、研修生という形でございます。

そうすると、今現在、昨年の観光入り込みは約900万人になりますね。特に、私も、運河そばに行きますと、いわゆる外国人ということでは見てわかりますけれども、逆に若いので、国なまりのこたばを使って行き来をやっているという状況が見られますよね。その観光客に対しての部分で、さきほど教育長の方からは、高校の観光については、結構範囲の規制がないわけですから独自に取り組めると、こういうことなんかがあると思うので、恐らく高校生が来ているのだと思うんだけど、今言った、まず最初に、現在どれぐらいの修学旅行研修生が訪れていると掌握していますか。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいまのご質問でございますけれども、昨年度に限らせていただきますが、観光入込客数の中に占めます修学旅行生の宿泊のみで申しますと、346校が来ておりまして、人数で申し上げますと3万7,859名ということになっております。これに日帰りを含めると、1,566校の10万8,000人を超える人数が来ております。

○佐々木(勝)委員

その数は、対象になっているのは高校生だけなのですか。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

申しわけありません。修学旅行生というくくりで申し上げたものですから、小学校、中学校、高校、大学、それから分類的にはその他という部分もございまして、これには専門学校や幼稚園なんかも含まれております。

○佐々木(勝)委員

そうすると、話は、観光客対象にしているというその部分で分析してみますと、さきほどの数で言うと約10万人ですか、高校生だけを見ると。10万人の高校生が訪れて、小樽にいます。また、幅広く他の学校からも、大学からも来ていると、学生ですね。その数がこれだけの数と。そこで、高校生だけに限って聞きたいと思います。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

10万人というのは全体で、今、高校生だけに限りますと、これは宿泊以外の合計で申し上げますと、402校の3万8,746人ということで押さえさせていただいております。

なお、このうち、道内といいたいしょうか。

○ 佐々木（勝）委員

道外。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

道外からお見えになっている高校生につきましては、319校の2万8,271人ということになっております。

○ 佐々木（勝）委員

この間、調べた数の中でも、行きたい場所というと必ず小樽という言葉が出てきますけれども、住み良さのランキングはまた別として、行ってみたい場所の項には必ず小樽の名前が出ますけれども、これだけ多くの学生、高校生が小樽にやってくるのですが、どの方面から来ているのですか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

一応、全国のエリア別にはなっておりますが、大きなくくりで申し上げますと、今、最も多いのが関東エリアで129校ございます。次いで、中部エリアの58校、それから、中国エリアの48校、その他、細かく九州だとか四国だとかございまして、全部で319校ということでございます。

○ 佐々木（勝）委員

簡単に言うと、全国から来ているなということですが、観光対策といいますが、観光客、重大な大変な観光客というか、数というか、相手だと思のですが、この若者たちは小樽に何を求めているというか、何を期待しているのか、そんな分析はどうですか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

分析という表現でご質問されますと非常に困るのですが、我々は、年に1度だけ、本州の、例えば名古屋とか九州だとかというところにも、修学旅行のキャラバンというのがございまして、これは小樽市が独自にやっているものではないのですが、そういうものに相乗りさせていただいて、1名職員が派遣されていくということがございます。その中での実態の調査と。あくまでも生徒を対象にしてではなくて、旅行代理店やその校長、教頭を対象にしたキャラバンでございますけれども、その中でよく耳にするのが、小樽というまちは非常に洗練されています、小樽は有名です、そういうこともありまして、歴史的なまち並みだとか、小樽の発する文化とか、夏の場合はそういうものに触れさせてあげたい。同時に、小樽には、最近とみに、さきほど教育の方からお話ありましたが、体験というか、製作体験というのがございます。農業とか水産ということとはかけ離れた都市型の製作体験がありまして、特に小樽には職人の会とかオルゴールとかガラス製作だとか、こういうものがございます。これらにターゲットを絞って夏の場合はお迎えします。ただ、冬に限っては、それもしたいけれども、やっぱり北国ですから、北海道でスキーをしたい、そういうこともございまして、これらが要因となって小樽が採用されるということだと思えます。

○ 佐々木（勝）委員

本当に、最初の方に言っていたことの中に、観光の場合はリピーターというのか、こういうのが要素になると。来た者がまた行ってみたいと、そういうようなものになっていなければというふうに思いますので、なおさらに観光振興の方に力を入れていただきたいと思います。終わります。

○ 委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○ 新谷委員

学校耐震診断について

初めに、学校耐震診断について伺います。

学校特別委員会で質問いたしました、小中学校の耐震診断は予備診断3校のほかはしていないということでした。今後検討したいという答弁でしたけれども、もっと前向きに検討していただきたいということで、再度、伺います。

まず、小樽市防災計画では、小学校は第1次の避難場所として位置づけられておりますし、中学校も避難所になっています。この、小樽の防災計画の基になっているのは何でしょうか。

○総務部次長

北海道の地域防災計画というのがございますので、それらを見て、小樽市としても同様でございます。

○新谷委員

その北海道地域防災計画の中で、避難施設の選定要件というのがあるのですが、それはどのような点ですか。

○総務部次長

道の地域防災計画の避難体制整備計画の中に、避難施設等の選定要件というのがございます。これは6項目ございますけれども、この選定の要件は、まず、救難救援活動を実施することが可能な地域にある。それから津波、浸水等の被害のおそれがない。三つ目は、給水給食等の救助活動が可能であること。四つ目、地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地域であること。五つ目として、耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。六つ目、その他当該市町村が適当と認める場所であることというふうになってございます。

○新谷委員

その五つ目の耐震構造で倒壊、損壊の恐れがないことということは、学校が避難所として安全でなければならないということではないでしょうか。いかがですか。

○総務部次長

指定をする以上、今の要件というのは確かに当然守られなければならないというか、重要なことであることは認識してございます。ただ、小樽市の場合におきましては、この選定経過は、いろいろな公共施設だとか、そういうところを中心に当面は行ってきた経過がございまして、そういった中から小学校、中学校、それからその他の保育所等というような形になってきたという経過があるわけでございます。

○新谷委員

いずれにしても、現実的には公共施設がそんなにないわけですから、学校が避難所となっているわけです。

そこで、学校の耐震性の整備と、それに対する対策ですけれども、どのように考えられていますか。

○(学教)施設課長

耐震性の問題については、学校適正配置等調査特別委員会で申されましたように、本年度、国の方から、道を通じて簡易診断をなさいと、そういうようなことを言われております。その中で、考え方として、平成15年から17年の間において、通常、本格的な診断をしますと200万から400万、数百万はかかるということですが、国の言い方では10万程度でできると。そういう中で、さきほど言いました3年間で取り組んでほしい、そういう話が来ております。ただし、中身については、費用だとか方法だとか、そういうものがまだ私どもの方に情報としては一切流れてきておりません。

ただ、動きとしては、そういう中での全国的な部分としての耐震の問題が取り上げられております。

○新谷委員

その耐震性なのですけれども、その区分というか、新耐震設計基準というのがありますが、それ以前のものと、それからそれ以後のものに分けられると思うのです。その辺で、どのような対策というのか、しなければならないかという一応の基準があると思うのです。この点ではいかがですか。

○(学教)施設課長

耐震の問題についての整理の基準といえますか、これは基本的、原則的な考え方でございますが、昭和46年以前、

耐震設計が始まる以前の建物については、基本的には、改築又は補強、それから、47年から56年、新耐震になるまでの間の建物については補強が必要だと。それから、昭和57年以降の新耐震以降の建物については、原則安全という考え方と、そういうような形になっております。

○新谷委員

それで、資料を出していただきました。新耐震設計基準以前の建物を保有する学校は、このくらいたくさんあるということが改めてわかりました。

そこで、昭和46年以前の建物、これはどれくらいあるのですか。校舎と屋体それぞれ、また小中学校別に。見ればわかりますか。

○(学教)施設課長

この資料の中で、昭和46年以前の年次を書いている部分は該当するということです。小学校では、校舎は7校書いてございます。それから、屋体が3校と。中学校では、対象学校が8校あります。それから、屋体については1校です。そういう状況であります。

○新谷委員

大変失礼しました。

それで、昭和46年以前の学校は、さきほどは、原則、改築又は補強ということでしたね。それを念頭に置かなければならないと思うのですけれども、今まで一度も診断をしてこなかったということなのですが、これらの学校は安全だというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○(学教)施設課長

その建物の安全性の考え方で言いますと、まず、その老朽化の部分であります、耐用年数的な物の考え方と、例えば地震に耐え得るか、というような二つの考え方ができると思うのです。地震関係を考えたときには、確かに56年の新耐震に合致していない部分で、もしかかなり大きな地震が来れば、この建物についてはそういう倒壊のおそれがあるということは否めないと思います。

ただ、構造的に、それがもつかどうかということになりますと、それは逆に、耐用年数が、例えば税法上では47年ですか、そういうような物の考え方でいきますので、一概に安全という物の考え方は非常に定義が難しいと思います。

それにしましても、確かに耐震の部分についてはかなり古くなっておりますので、国からもそういうような指導があります。老朽化の部分については、私どもも手をこまねているわけではなくて、昭和60年代後半から平成にかけて、ある程度、雨漏りだとか屋根の改修とかということも、老朽化部分については大規模改修なんかでも取り組んでおります。そういうことから考えれば、安全ということはなかなか判断が難しいところです。

○新谷委員

判断が難しいということで、やはり診断をしないと、そういうことが文部科学省から言われていると思うのです。

それで、小学校については、どうでしょうか。今後、学校適正配置ということで、16年にはそれがされるという計画になっておりますけれども、その前に診断するのか、それともその後に診断するのか、それはいかがですか。

○(学教)施設課長

冒頭にもお話ししましたが、国の方で簡易診断の考え方が今示されております。そういう中で、どのような方法がいいのか、それらの情報なんかを収集しながら、平成15年から17年の間ということでの診断ということになっておりますので、そういう中で取り組んでいかなければならないのかなと思っております。

○新谷委員

決して、学校の統廃合がされた後に診断するということがないようにしていただきたいと思います。

それから、札幌では診断が進んでいまして、終わりましたね。それから、帯広、釧路も調査が進んでいます。今回、住吉中学校の売却をするということで、1億9,000万ほど補正予算で上げられて、減債基金に繰入れするということになっています。その予算を使って早目に診断したらいかがでしょうか。

○ 委員長

だれがお答えになりますか。総務部長ですか。市長、いないから、どなたにします。

○ (財政) 財政課長

減債基金への積立てといたしますか、予算上の繰戻しのことですので、財政の方の立場ということで答弁させていただきます。

まず、今年度、14年度でございますけれども、当初予算で13年度末に15億7,000万あった減債基金のうち、12億7,000万取り崩して予算上の措置をしております。そういうことからしましても、今後、15年度の40億というような収支不足で考えますと、やはり少しでも、率としては非常に少ない率にはなりますけれども、予算上は少しでも減債基金の繰戻しをしていきたいということで、今回、積んでおります。

耐震の方は、今回のそれを積むかどうかとは別にしまして、計画策定が今からなされてきますので、その段階で必要に応じて財政と教育委員会と協議しながらそれは検討していきたいというふうに考えております。

○ 新谷委員

確かに、必要のないところにお金をつぎ込んで、財政が苦しくなった、そして、実際に苦しいかどうかわかります。けれども、この住吉中学校は、適正配置、統廃合して、その結果、売られたということですから、やはり、そのお金は教育のために使うべきだと思うのです。教育環境整備、また教育条件の向上ということで、適正配置、統廃合を進めてきたのですから、やはり、こういう教育の面に使うべきだと思うのですけれども、市長がいらっしゃらないので、財政部長、どうですか。

○ 財政部長

住吉中学校の処分の関係につきまして、以前から結構お話が進んでくる段階で、やはり長く使われた教育財産ですから、その処分に当たってどういうふうな予算上の措置をしていくかということは、我々もいろいろと検討した経過はあります。

確かに、今おっしゃるとおり、何かの目的のための基金を設けたりして積み立てて、将来の財に使っていくということも考えられるのですけれども、それ以外に、今、財政課長からお話がありましたとおり、最近では財政状況が非常に厳しくなってきたという状況もあって、できるだけ将来の財政費用に充てられるような措置をしておいた方がいいのではないかとということで、今回、減債基金の取崩しを減少させようということでの補てん財源にさせていただいたわけです。これからの予算計上に向けて、やはり、教育関係の予算そのものというのは、毎年度、いろいろな経費として必要額は当然出てきます。それらに対する財源充当というのは、これからも考えていかなければいけないというのは非常に大きい枠を占めているわけです。そういう中で総合的に考えていきたい、そういうふうに思っております。

○ 新谷委員

総合的にということですが、やはり、教育のために使っていただきたいということを、再度、要望しておきます。

小樽市奨学資金について

それから次に、小樽市奨学資金について伺います。

今回、寄附があったということで補正予算にのせられております。昨年12月の総務常任委員会で、奨学金受給者をもっと増やすようにということで質問しました。そのときは、そう遠くない将来に基金が枯渇する状況にあるから難しい、日本育英会や道の制度もあるということでした。

まず、その基金なのですけれども、昨年 1,658万円の寄附があり、基金も増えましたね。今回、また 130万円の寄附があったのですけれども、寄附された方は、将来の子どもたちのことを思って、ご厚意で寄附をされたのだと思います。12年度を除き、出願者に対して決定は毎年50%以下です。基金が増えたのだし、枠の拡大をしてはどうかと思いますが、いかがですか。

○(学教)学務課長

全く同じような答弁にしかない部分はあるのですが、確かに13年度末で大量なご寄附がございまして、3,700万ほどの現在の基金高という形になっております。これは、配布しました資料にもありますとおり、現在、預金利息の方が極めて低いという状況の中で、300万ほど基金からの繰入金で財政運用しているという部分もございまして、3,700万あるとは言え、10数年、十一、二年という程度の基金ということもございまして、当面的には現状の枠組みで進めていかざるを得ないなというふうに考えております。

○新谷委員

育英会の制度も使ってほしいということだったのですけれども、その育英会が、今存続の危機にあるわけです。小樽市の育英会利用者は、13年度で 170人もいます。もし育英会がなくなってしまったら、本当に借りるところがなくなるわけですよ。銀行ローンは、ご存じのように非常に高いわけです。こうした小泉内閣の非常に冷たいやり方に対して、市議会では、一致して、育英会の奨学金制度を存続しますという意見書を全会一致で可決しましたけれども、やはり、リストラとか倒産、中高年の自殺が増えている中、そういうときこそ救いの手を差し伸べるべきだと思うのです。ですから、確かに将来的には厳しいかもしれないけれども、半分以下ですからね、決定者が。増やすべきだと思うのですが、いかがですか。

○(学教)学務課長

ご指摘ありました日本育英会の関係なのですが、結局、これは平成13年度の閣議決定の中で特殊法人の見直しといたしますか、合理化計画が決定をされたという中から来ているものだというふうに認識しております。私どもの押さえている範囲では、14年度中に法整備を行い、15年度から新しい体制でという形になっているということは認識をしているわけなのですけれども、現状で決定されている内容では、現在の融資分の枠については、形態は変わるにしても、引き続き、事業としては継続されるというふうに聞いております。ですから、直ちに育英会の、高校生の場合は第1種と言っているのですけれども、第1種がなくなるという状況ではないのではないかと。また、高校生の奨学資金といたしますか、就学援助の体制というのは、日本育英会という実態なわけなのですけれども、そのほか、道の公立高校の授業料免除制度、あるいは学資の貸付制度と、私立も含めていろいろな制度がございますので、私どもとしてもできるだけそういったものも、それぞれの高校生の方々に紹介しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

今、道の制度のことが出ましたけれども、道の制度というのは授業料免除ですね。学校は授業料免除だけでは行けません。交通費もありますし、もろもろかかります。ですから、そういう点で、小樽市がせっかく基金を 1,600万の寄附があって、使ってくださいと言っているのですから、やっぱり広めるべきだというふうに思うのです。いかがですか。

○(学教)学務課長

繰返しのようになってしまうのですけれども、道の部分につきましては、授業料免除もございますが、公立高校の学資資金貸付制度という制度もございます。ただ、それ自体は、育英会との併給という形ではなくなるものですから、変な言い方ですけれども、育英会で該当にならなかった方が、こちらに申し込むというようなシステムにはなっております。

ただ、繰返して申しわけないのですけれども、さきほども言いましたとおり、また、他市も、それぞれ市で独自

で持っている高校生の奨学金制度を見ましても、いろいろな制度があるわけですが、他市と比べても少ない枠ではございませんし、基本的にはこういう体制で進めてまいりたいというふうに思っております。

○新谷委員

何度も他市と比べて低いわけではないということを聞きました。

道の貸付ですが、道の公立高校奨学金貸付金は13年度12人しかおりません。札幌市では、今、他都市のことが出ましたので言いますけれども、5,000円ですが、これは100%給付しています。確かに、寄附金も相当な額があるのですけれども、一般会計からも繰入れております。小樽はそういうことをしたことはあるのですか。

○(学教)学務課長

札幌のことはちょっと、小樽の経過でいいますと、この制度は、古くて昭和28年からスタートしております。当初は、当然、基金の額も少なかったので、ずっと一般会計から導入をしております。毎年、決算の段階で、10万円の単位のずれというのは、結果として一般会計からの導入というようなことは起きるのですけれども、大きく一般会計からの導入が終わったのは昭和五十五、六年ぐらいから一般会計からの導入というのが終わっています。ちょうどその時期は、いろいろな経済状況がありまして、一時は260万ですとか250万ですとか預金利息がついた時期もありましたので、それとの関連かなというふうには思っております。

○新谷委員

なかなか枠を広げるという意味はなさそうですね。何かちょっと冷たいのではないかなとは思いますが。さきほど住吉中学校の売却の使用目的について、教育に使ってほしいということを言いましたけれども、こういうところにも使ったらいいのではないですか。いかがですか。

○財政部長

さきほどの答弁で申し上げましたけれども、毎年の予算の中で、やはり教育費の関係の占める割合は多種にわたっておりまして、そういう面ではいろいろな関係もありますけれども、教育委員会といろいろ協議しながら進めてまいりたいと思います。

○新谷委員

だんだんお話を聞いているうちに、やっぱり学校適正配置というものは、何だかんだと言ったって、当初の予定どおり、行政改革のためのものだったことがはっきりしてきたという気がします。何か、そうですね、予算削減のための対策。

中国定期航路開設について

次に、中国定期航路開設に関連してお伺いいたします。

まず、定期航路開設はよかったと思いますけれども、第1回目、18日のコンテナ数です。この積荷は予定どりの量だったのでしょうか。

○(港湾)港湾振興室長

去る18日、営業体制に移行いたしました。その際のコンテナ数でございますけれども、第1船目は、空コンテナ含めまして68個となったわけでございます。

ただ、これは、一つ残念なことが起きておりました。実は、このほかに中国から10個のコンテナがまだ入ってくる予定にございました。たまさか、中国の南に位置する厦門から運ばれて来るものです。小樽市内に石材関係を中心にした10個のコンテナでございましたけれども、ちょうど台風16号の直撃を受けまして、これが残念なことに初荷には間に合わなかった。結果論でございますけれども、これを合計しますと70を超えるコンテナ数になっていた、こんな状況でございました。

予定どおりかということでございますけれども、我々は、2か月間、非常に短い期間の中で集荷活動を行ってきた者といしましては、特に札幌圏を中心とする荷主さん、あるいは荷受人の方々、小樽港を利用することのメリ

ット、この辺を深くご理解をいただいたたまものということを認識しております。また、それ以上に、中国側は、航路が変わることによって手続が非常に時間がかかる場合もあるというふうにお聞きしております。そういった観点からすれば予想以上の成果があったのではないかな、このようには思っています。

○ 新谷 委員

今回のコンテナ航路開設に伴い、ガントリークレーンを購入する予算が計上されています。北野議員の代表質問で、償還に見合う採算がとれるのかと質問しましたが、市長答弁では、償還費用を回収することはなかなか難しい、新たな貨物を開拓することに努めるということでした。

そこで、新たな開拓ということで具体的に考えていることはあるのでしょうか。

○ 委員長

どなたが答弁なさいますか。

○ (港湾) 港湾振興室長

この航路は週1便体制ということでございますけれども、やはり今、さきほど申しましたように、集荷数ということが第一に大切なことでございますから、さきほども申しましたが、貿易関係者のご理解はかなりいただかなければならない。また、そういうことから加味いたしますと、早々にやはり週2船以上の複数の増便、こういうことを目指していかなければならない、このようには考えておるところでございます。

○ 新谷 委員

私の非常に素朴な疑問なのですが、18日に行って来ましたが、ガントリークレーンがなくてもちゃんと荷物が、コンテナが積まれておりました。これから、どの程度貨物が、コンテナが増えていくのか、まだ見通しがついていないわけですが、本当にこれでクレーンを購入して、借金だけが、借金だけがと言うか、借金が非常に残る、こういうことにならないかということが非常に心配されるのです。

それで、お聞きしたいのですけれども、このクレーンですが、いつ購入するのですか。

○ 港湾部次長

コンテナクレーンの購入時期でございますけれども、本議会に予算を提案させていただいております。議決後、入札を行いまして、4定までの間に仮契約をいたしまして、次の4定に契約の案件を提案させていただきまして、その後に本契約と。その後、本契約をした後、本来1年くらいは製作期間がかかりますので、それぐらいの予定で考えてございます。完成に当たりましては、できるだけ早期完成ということを念頭に置いて努めたいと思っておりますけれども、おおむねそれぐらいの時期かと思えます。

○ 新谷 委員

今後、推移を見守りたいというふうに思います。

ところで、中国には、小樽の地場産業を売り込むというか、そういうような計画、また見込みというものはあるのですか。

○ (港湾) 港湾振興室長

市内企業の関係者の方と私もいろいろお話した中では、割と多いなと。わかる範囲で。そういった中で、実際に第1船で輸出した業者もあられます。製材、半製品の間製材ということで第1船で持って行ってます。それから、たまさか第1船には間に合いませんでしたけれども、今後期待されるものといたしまして、ペットボトルを中心とした廃プラスチック製品、これが中国では非常に需要が高い、ますます高くなるだろうということで、今後、市内のリサイクル業者は小樽港を活用して輸出する、これがはっきりしておりますので、これが見込まれば年間200トンを持っていけるだろうと。あとは、食品加工の水産品関係と、そういったものはありますけれども、これからさらに新たな集荷を掘り下げていかなければならない、このようには思っておるところでございます。

ただ、小樽市内の方々は、どちらかといいますと、寄せ集めといいますか、非常に貨物が一つのコンテナに積む

ようにはなりませんので、その辺は混載という形で、いかにそのような形で積み込めるかと、この辺もいろいろ戦略として考えていかなければならないだろう、このように考えているところであります。

○新谷委員

ちょっと質問を変えます。

定期航路開設の機会に、ぜひ、中国との交流も深めていけたらいいなというふうに思っています。

中国本土からの観光客は、どの程度、小樽に来ているのですか。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

13年度の見込みの数字でございますけれども、小樽には、一応、中国だけで申しますと、280名、外国人全体での比率で申しますと2.3%程度ということであります。

○新谷委員

280人というのかなり少ないですけれども、これは、例年に比べてどうなのですか。前年に比べて。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

昨年度は189名でしたので、約100人程度伸びまして48%の伸び率ということになっております。これは、中国だけで考えますと非常に大きな動きだというふうに思います。

○新谷委員

それでは、北海道全体では中国本土からの観光客はどの程度なのですか。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

その前に、今申し上げました280名というのは、私どもは、観光入込客数の数値を押さえるときに、市内の宿泊者数だけでとどめておりますので、それを申さないで言うと、確かに非常に少ない数字になっております。申しわけございません。

今の質問でございますが、北海道全体を合わせての中国からの観光客の入込みでございますが、13年度1年間で3,800人というということになっております。これは、来道外国人観光客というのですけれども、これの比率で申し上げますと1.6%程度ということでございます。

○新谷委員

市として、これから、特に中国本土の観光客誘致に向けた手だては何か考えているのですか。

○(経済)観光振興室企画宣伝課長

私ども小樽市といたしましても、東アジア圏を含めて、これだけ外国人観光客がおいでになっているということを実感しております。そういうことで、ちょっと前になりますけれども、平成11年度から英語版マップをつくり始めて、その間、台湾、ロシア、韓国の外国語マップを作成し、それぞれの国に向けて情報発信をさせていただいております。

中国に対しましても、現年度中に作成をする予定で進めておりまして、10月末日ぐらいまでの間には、中国語本土向けマップができ上がる予定で進めております。でき来上がりましたマップにつきましては、小樽は当然派出所がございませんし、北海道にもまだないのですけれども、国際観光振興会が持っています北京観光宣伝事務所というところがございます。そちらの方にでき上がったマップを送ると、そこを媒体として中国本土の方で配っていたというふうに聞いておりますので、そちらを活用したいというふうに思っております。

○新谷委員

これを機会に、いろいろと人的、また文化の交流も深めていけたらいいなと。さっきも言いましたけれども、これまでは、中国は近くて遠い国だったわけですが、やはり歴史、また文化ともいろいろと大きな影響を受けている国ですので、これを機会に文化交流、また人的交流も深めるということで何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○ (総務) 秘書課長

中国とのいろいろな文化的交流あるいは人的な交流ということでございますけれども、姉妹都市の交流という観点からお答えいたしたいと思います。

委員もご承知のとおり、小樽はニュージーランドのダニーデン市、それからロシアのナホトカ市との姉妹都市交流という形で、もう、20数年あるいは30数年ということでやっております。この中で、いろいろな文化的あるいは経済的交流を含めて続いているというふうに考えております。その交流ができたというのも、単に姉妹都市交流が急にできたというわけではなくて、その前にいろいろな信頼関係の醸成というものがあって初めて交流というものが成り立ってきたのかなというふうに考えております。

中国とのいろいろな人的、文化的な交流という面を含めまして、今お話がありましたように、コンテナ航路の開設を契機に、いろいろな観光客も含めて人的な交流が出てくるのかなというふうに思っておりますので、そういった今後の推移というものにじゅうぶんに注目しながら、いわゆる国際交流といった部分は今後とも進めていきたいなというふうに考えております。

○ 新谷委員

それでは、その他としてありましたけれども、常任委員会に回しますので、終わります。

○ 委員長

共産党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。